

# 富山市景観まちづくり計画

## Toyama City Landscape Plan

富山市  
TOYAMA CITY  
2023



# 共感と協働による景観まちづくり

美しい景観は、市民の共有財産であり、それを守り育てることは市民一人ひとりの責務であることを認識し、長い歴史の中で育まれてきた郷土の景観を受け継ぎ、さらに次代へよりよいものとして残していくことが現代に生きる私たちの使命であることを常に忘れてはならない。

私たちは、郷土の景観を守り、育み、魅力ある新たな景観をつくり出すために、市民、事業者及び市の協働により、景観まちづくりを推進し、表情豊かで魅力的なまち並みの形成を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

(富山市景観まちづくり条例 前文より)



# ■富山市景観まちづくり計画

## 第1章 基本編

<b>1 はじめに</b>	
1. はじめに	1-1
<b>2 景観とは</b>	
1. 景観とは	1-2
2. 市民、事業者、市の役割	1-3
<b>3 計画の目的と位置付け</b>	
1. 計画の目的と位置付け	1-4
<b>4 景観計画の区域</b>	
1. 景観計画の区域	1-6
景観まちづくりコラム「富山市民と立山」	1-7

## 第2章 目標・方針編

<b>1 富山市の景観構造</b>	
1. 富山市の景観構造	2-1
<b>2 景観形成の基本目標</b>	
1. 景観形成の基本目標	2-3
<b>3 景観形成の基本方針</b>	
1. 景観の分類	2-4
2. 景観分類ごとの特徴と基本方針	2-5
景観まちづくりコラム「公共交通がつくる景観」	2-15

## 第3章 景観形成の基準編

<b>1 良好な景観形成に関する行為の制限</b>	
1. 建築物・工作物などの景観誘導について	3-1
2. 景観計画区域における行為の制限	3-3
3. 八尾地区景観まちづくり推進区域における行為の制限	3-8
4. 大手モール地区景観まちづくり推進区域における行為の制限	3-14

2	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	
1.	屋外広告物の景観誘導について	3-19
2.	景観形成方針	3-19
3	公共施設による景観形成	
1.	公共施設による景観形成	3-21
2.	公共施設整備の基本方針	3-22
3.	公共事業の先導的役割	3-24
	景観まちづくりコラム「まちの魅力をつくりだす広告物」	3-25

## 第4章 施策編

1	市民意識の醸成	
1.	市民意識の醸成	4-1
2	市民活動への支援	
1.	市民が主体となった活動への支援	4-5
2.	技術的な支援の実施	4-8
3	規制・誘導の充実	
1.	重点的に景観の形成を図る必要がある区域の指定	4-10
2.	公共事業との連携	4-12
3.	規制・誘導の情報発信	4-16
4	景観まちづくりの進捗管理	
1.	景観まちづくりの進捗管理	4-17

## 資料編

1.	策定の経緯	資料-1
----	-------	------





## 第 1 章

---

- 1 はじめに
- 2 景観とは
- 3 計画の目的と位置付け
- 4 景観計画の区域

# 基本編

# 1-1 はじめに

## 1. はじめに

本市は、富山湾や雄大な立山連峰、緑豊かな呉羽丘陵、神通川や常願寺川をはじめとする大小さまざまな河川など、四季折々に表情を変える豊かな自然に恵まれ、その中で人々の営みの積み重ねによって育まれた田園地帯や市街地が広がっています。

これらが織りなす多彩な景観を守り、育み、魅力ある新たな景観を創り出すことを目的に、平成17年に「富山市景観まちづくり条例」を制定し、良好な景観形成に向けた取り組みを始め、平成20年に景観まちづくりの考え方を示した「富山市景観形成基本計画」を、平成23年に景観法に基づく「富山市景観計画」を策定し、「富山市屋外広告物条例」との連携を図りながら、表情豊かで魅力的な景観まちづくりを進めてきました。

富山市景観計画の策定から10年が経過し、この間、北陸新幹線の開業に伴う富山駅周辺地区の再整備や中心市街地の市街地再開発事業など、都心部のまち並みは大きく変わりました。令和2年度に市民や事業者を対象に実施した景観施策に関する意識調査では、都心部の景観について「良くなった」との回答が約8割あり、本市のこれまでの取り組みが高く評価されています。

一方、意識調査では、景観施策について市民の認知度は低く、空き家・空き地への対応や、景観まちづくりの情報提供・参画の機会の創出を望む意見も多く寄せられました。さらに、大規模な太陽光発電施設やデジタルサイネージなど、新たな景観形成上の課題も表出してきました。

このような景観施策を取り巻く課題を踏まえ、これまでの本市の景観施策を継承しつつ、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した質の高い景観形成を推進するため、次の3つの視点に基づき景観計画の改定を行いました。

### 景観計画改定の3つの視点

#### 視点1 社会情勢の変化への対応

コンパクトなまちづくりの進展に伴うまち並みの変化を踏まえるとともに、経済・産業、人口動態など社会情勢の変化がもたらす景観形成上の課題に対応する

#### 視点2 市民・事業者との連携強化

市民・事業者の更なる理解と参画を得ながら景観まちづくりを推進するため、情報発信や市民参画の機会の拡充を図るなど推進施策の強化を図る

#### 視点3 景観まちづくりの実効性の向上

施策の進捗管理や有効性の評価手法など、景観まちづくりの質のマネジメントを行う体制を構築する



# 1-2 景観とは

## 1. 景観とは

### 1) 景観とは、人の目と心に映るまちの姿です

「景観」とは、まち並みや風景などの眺められる対象を表す「景」と、これらを人が眺める行為を表す「観」という言葉によって成り立っています。

つまり、「景観」とは、人の目と心に映るまちの姿であり、自然の風景やまち並みなど目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには水の流れる音や匂いなど、人間の五感を通して感じることができる全てが深く調和しあい、成り立っています。

### 2) 景観まちづくりとは、景観を守り、育て、創るまちづくりです

地域の特徴を活かした魅力ある景観を守り、育て、創ることにより「まちづくり」を行うことを「景観まちづくり」と定義します。

まちなかには「活気・賑わい」のある景観まちづくり、住宅地には「くつろぎ・安らぎ」のある景観まちづくり、田園地域には「潤い」のある景観まちづくりが必要であり、地域の個性を活かし、市民のみならず、市を訪れる方にとっても魅力あるまちにすることが大切です。

市民の共有財産となる優れた景観を守り、育て、創るまちづくりを進めることにより、市民にとって住みやすく、誇れるまちを後世に引き継ぐことが私たちの重要な使命です。

### 3) 景観まちづくりの対象には、私的な領域も含まれます

「景観」は、私たちが日常的に見ている自然の景色や河川、道路、公園などの「公共空間」だけと捉えがちですが、通りから見える個人の建物や庭など市民生活を反映する私的な領域である「半公共空間」も含まれます。

「公共空間」と「半公共空間」の双方がまち並みを形成することから、この二つを景観まちづくりの対象と捉えて、市民、事業者の方々と市が協働で景観まちづくりを行う必要があります。



- 公共空間 河川、橋、道路、公園など、公のものとして共有し、原則として誰でも出入りできる空間
- 半公共空間 個人や企業などが所有する住宅や店舗などのうち、外壁や前庭など、公共空間から見え、連なることによってまち並みを形成する部分

## 2. 市民、事業者、市の役割

景観まちづくりは、市民、事業者、市のそれぞれが、景観形成の担い手であることを認識し、それぞれに期待される役割を果たしながら協働により展開していきます。

### 1) 市民の役割

自らの生活そのものが景観まちづくりの重要な要素であり、景観の受益者でもある市民は、景観まちづくりの主役といえます。

景観まちづくりには大規模な建物や広告物などが大きな影響を与えるように感じますが、本市の大半を占める個人住宅や中小規模の建物も地域の景観を左右する大きな要素であり、それらが醸し出す雰囲気や生活感が地域の魅力となります。

そのため、市民一人ひとりの景観まちづくりへの関心や身近な景観まちづくり活動の積み重ねを地域全体、さらに全市的な景観まちづくりへとつなげていくような展開が市民に期待される役割です。

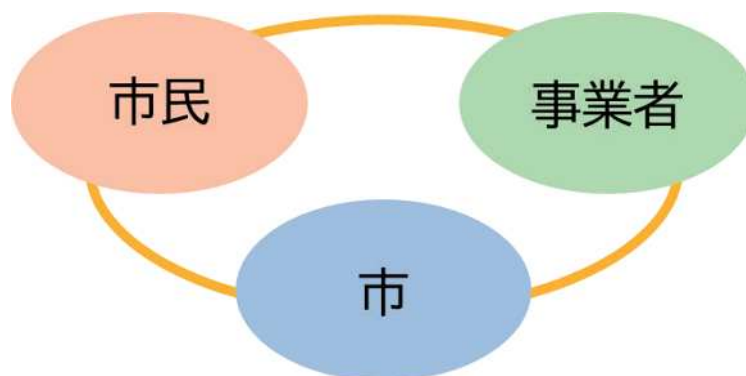
### 2) 事業者の役割

事業者は、事業活動が地域の景観まちづくりに大きな影響を及ぼすことを認識するとともに、地域社会の一員として、地域住民などが行う景観まちづくりへの取り組みに積極的に参加、協力しながら、景観まちづくりに寄与することが求められます。

### 3) 市の役割

景観は多くの要素により構成され、景観まちづくりの手法也多岐にわたります。そのため、市は、関連諸制度との連携を図りながら、総合的かつ計画的に景観まちづくりを推進していくことが求められます。

また、自ら公共事業の実施などにおいて率先して景観まちづくりに配慮するとともに、市民や事業者の景観まちづくり活動に対する支援や景観まちづくりに関する意識を高めるための情報提供や普及・啓発を進め、その意見を施策に取り入れていくよう努めます。



市民・事業者・市が互いの役割を果たしながら、協働して景観まちづくりを進めます。

# 1-3 計画の目的と位置付け

## 1. 計画の目的と位置付け

### (1) 景観まちづくり計画の目的

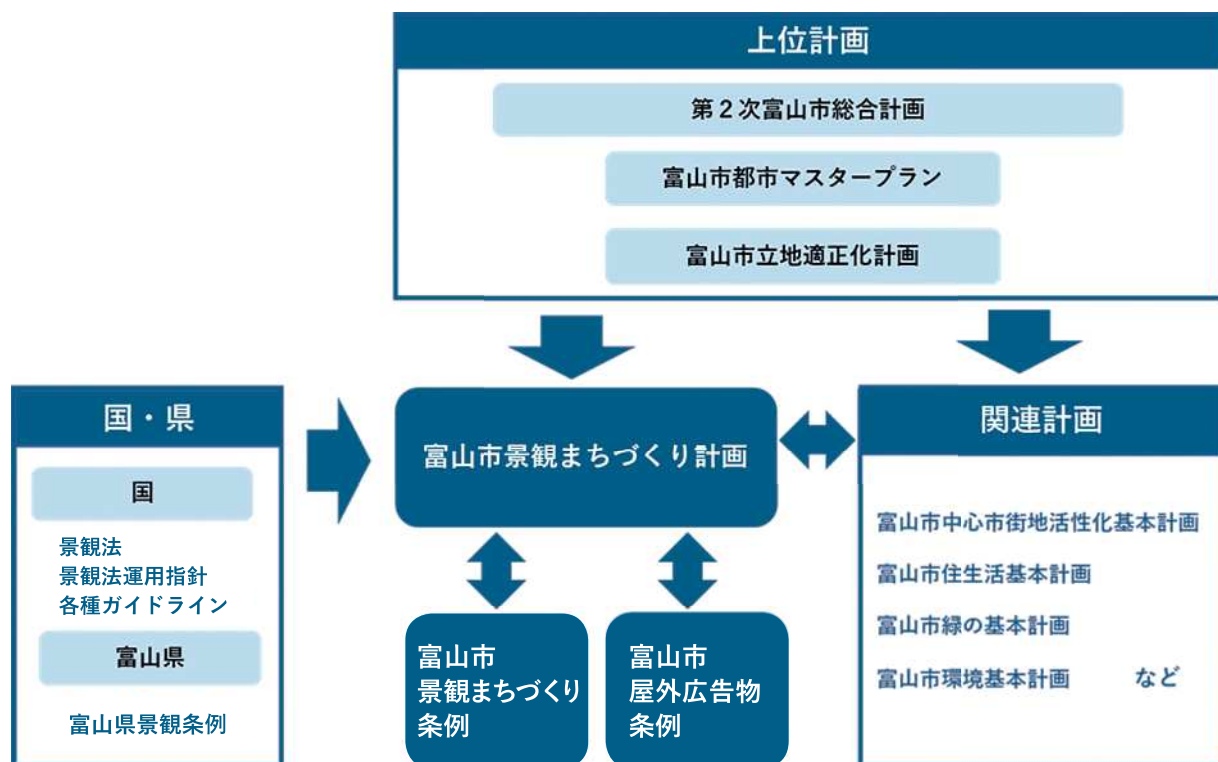
富山市景観まちづくり計画（以下、「計画」という。）は、良好な景観形成の目標・方針、景観形成の基準や推進施策などを定め、市民、事業者、市の協働により、表情豊かで魅力的なまち並みを形成するための景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、景観法第8条に基づく景観計画に位置付けられます。

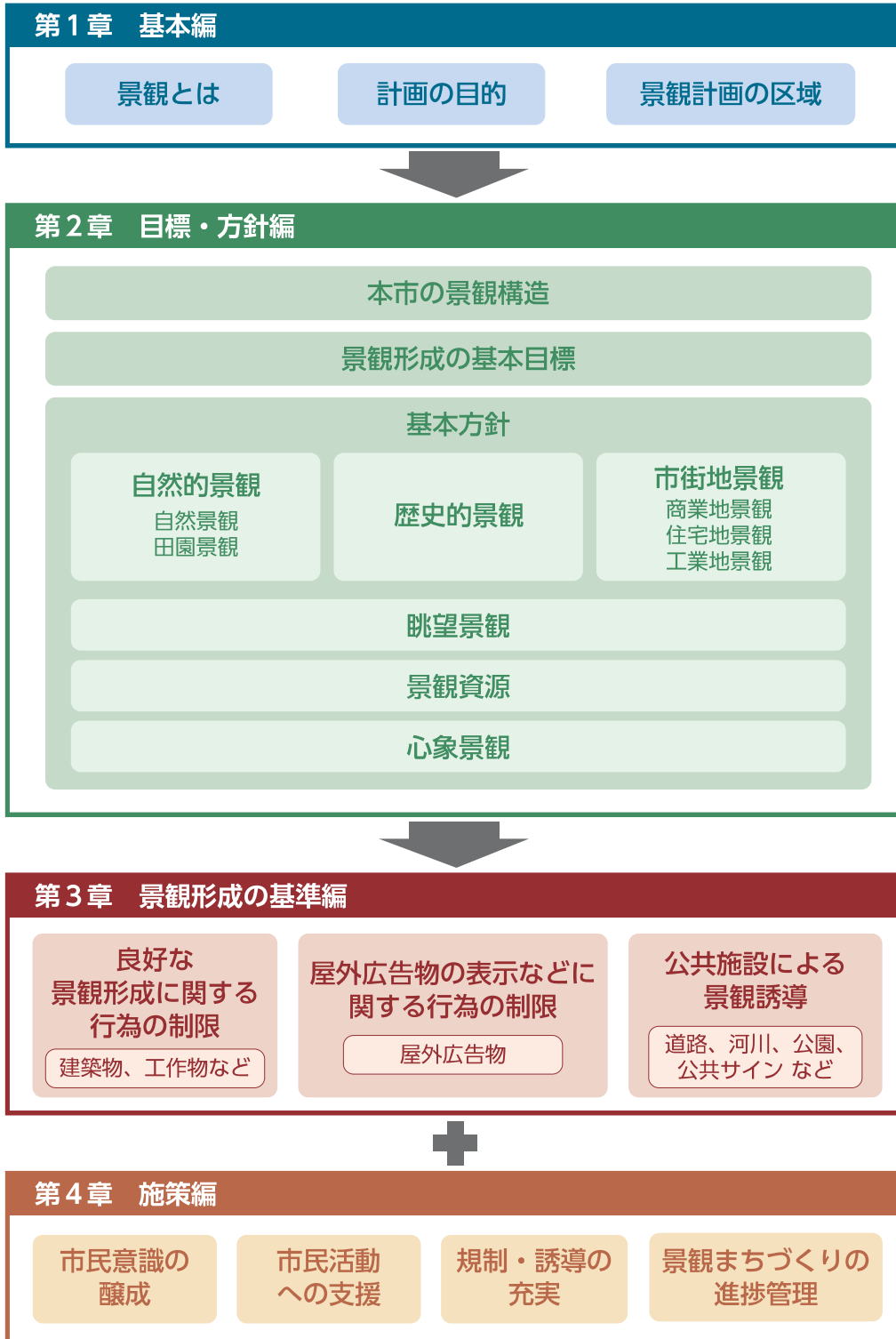
また、景観まちづくりの基本方針や景観まちづくり施策を定めた「富山市景観形成基本計画」と景観形成基準などを定めた「富山市景観計画」を「富山市景観まちづくり計画」として、目標・方針から実践手法や支援策までを一つにとりまとめ、本市の景観まちづくりの総合的指針と位置付けます。

策定にあたっては、「第2次富山市総合計画」、「富山市都市マスタープラン」など各種上位計画との整合を図るとともに、関連計画と連携を図ります。



### (3) 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

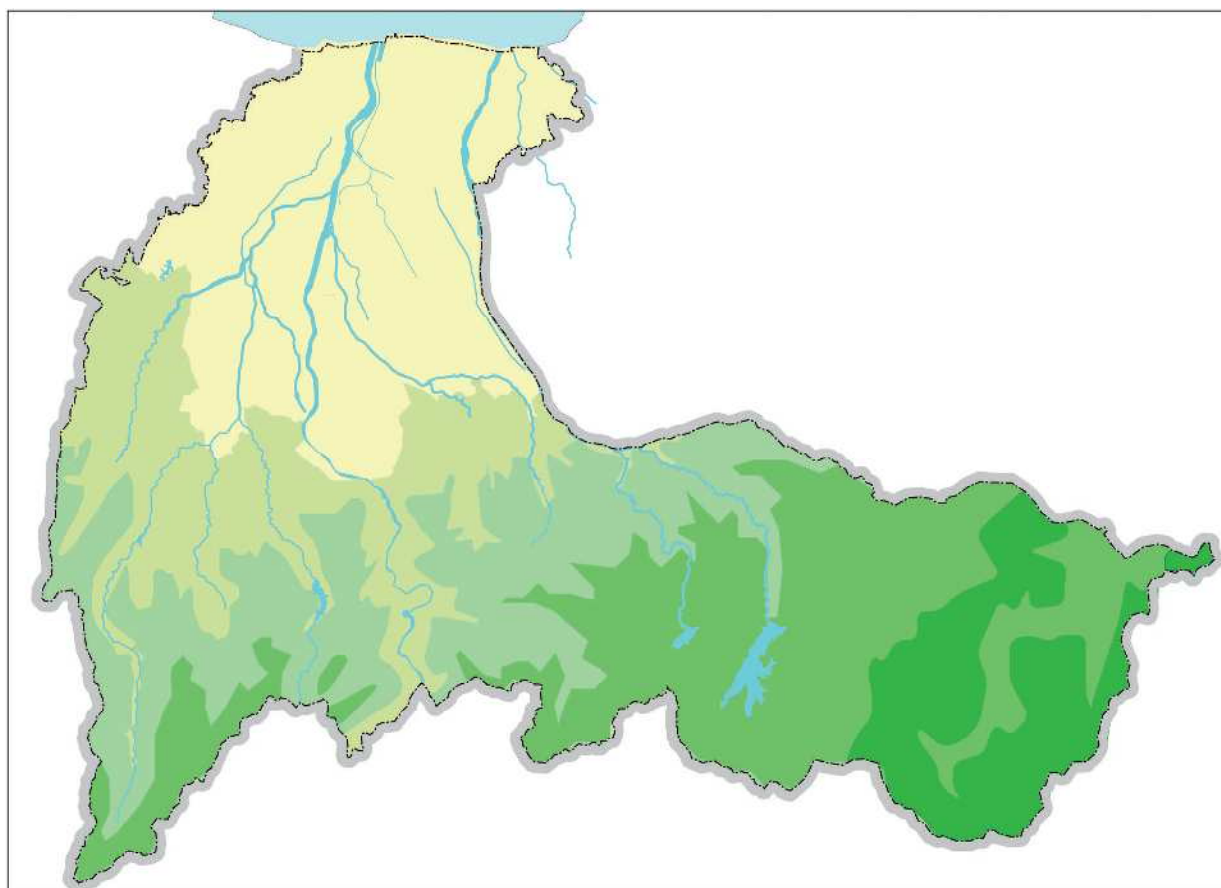


# 1-4 景観計画の区域

## 1. 景観計画の区域

### (1) 景観計画の区域

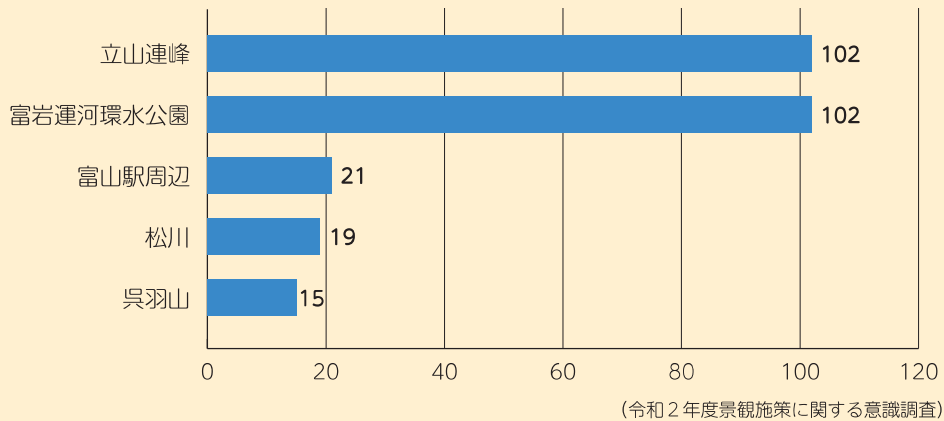
景観法第8条第2項第1号で規定する景観計画の区域は、「富山市全域」とします。



## 富山市民と立山

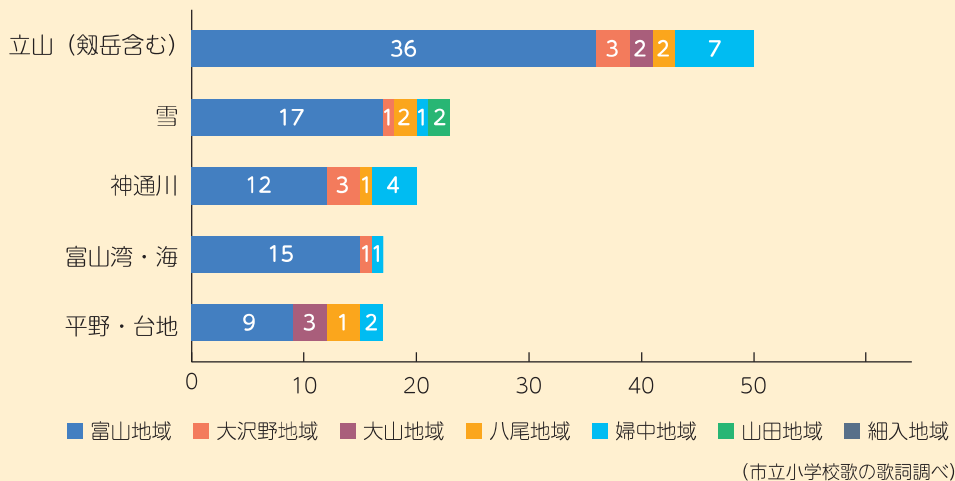
令和2年度に実施した景観施策に関する意識調査で、好きな場所や風景について聞いたところ、「立山連峰」と「富岩運河環水公園」との回答が圧倒的に多く、立山連峰は「幼少期から見ている当たり前の風景」「富山でしか体感することができない壮大・雄大な風景」などの理由があげられました。

市民が好きな場所や風景（上位5項目）



また、市内65校の小学校の校歌の歌詞を調べたところ、最も多く校歌に歌われている風景は、「立山（剣岳含む）」（50校）であり、次いで「雪」（23校）、「神通川」（20校）となっており、地域の特徴を表す山や川、自然と関連する項目が多く含まれています。

市立小学校の校歌に歌われている風景（上位5項目）



本市のキャッチフレーズである「立山あおぐ特等席」は、雄大な立山連峰の眺望を市内の至る所から楽しむことができる本市の素晴らしさを表したものです。

このように立山連峰は本市のシンボルとして、多くの市民に子供のころから親しまれ、愛されている景観の一つです。



## 第 2 章

---

- 1 富山市の景観構造
- 2 景観形成の基本目標
- 3 景観形成の基本方針

# 目標・方針編







## 2-2 景観形成の基本目標

### 1. 景観形成の基本目標

富山市景観まちづくり条例の基本理念や本市の景観構造を踏まえ、景観形成の基本目標を次のとおり定めます。

#### 1) 豊かな自然や歴史文化を守り育む

本市は、雄大な立山連峰や美しい海岸線、北アルプスに源を発する大小さまざまな河川、広がりのある富山平野の田園・集落などの豊かな自然に恵まれています。また、長年にわたり多くの方々の努力によって築かれ、歴史・風土・文化に培われた本市固有の景観があります。

これら数多くの本市固有の景観を大切に守り、次の世代に継承すべき市民の共有財産として育む景観まちづくりを目指します。

#### 2) 住み続けたい、訪れてみたい、魅力と活力を創る

本市では、城址大通りやブルーバールなどの広幅員の街路、富岩運河環水公園などの水と緑にあふれた広々とした公共空間などの整備により、ゆとりと風格が感じられる市街地景観を形成してきました。また、四季を感じさせるフラワーハンギングバスケットや、まちを彩るバナーなどは、まち並みに楽しさ、賑わい、潤いを与えています。

同時に、本市が取り組む「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」の象徴である富山港線や市内電車環状線は、市民がその快適さを享受できるだけでなく、来訪者を惹きつける新たな魅力ある景観を創り出しています。

SDGs 未来都市に相応しいゆとりや潤いが感じられる生活環境、県都に相応しい風格など、富山市らしい魅力と活力があふれる景観を創造し、住み続けたい、訪れてみたいと感じさせる景観まちづくりを目指します。

#### 3) 様々な景観要素が重なり、つながり、調和する

景観は、山・川・海などの自然や道路・建物などの建造物のほか、地域に住む人々の営みなどの様々な要素が、空間的・時間的に組み合わせられて構成されています。

山並みなどの「遠景」が背景となり、街路樹やまち並みなどの「中景」、建物のデザインや庭先の緑などの「近景」などが重なり合い、調和することで美しいと感じます。このため、全体と個々の景観の関係を考える視点が大切です。

また、景観は、時刻や季節、天候などの移り変わりによって見え方や印象が変わることから、それぞれの時間的な経過に対する配慮も必要となります。

いろいろな音が調和して美しい音楽を奏でるように、地域の様々な景観要素が調和することによって、「表情豊かで魅力的なまち並み」となる景観まちづくりを目指します。

## 2-3 景観形成の基本方針

### 1. 景観の分類

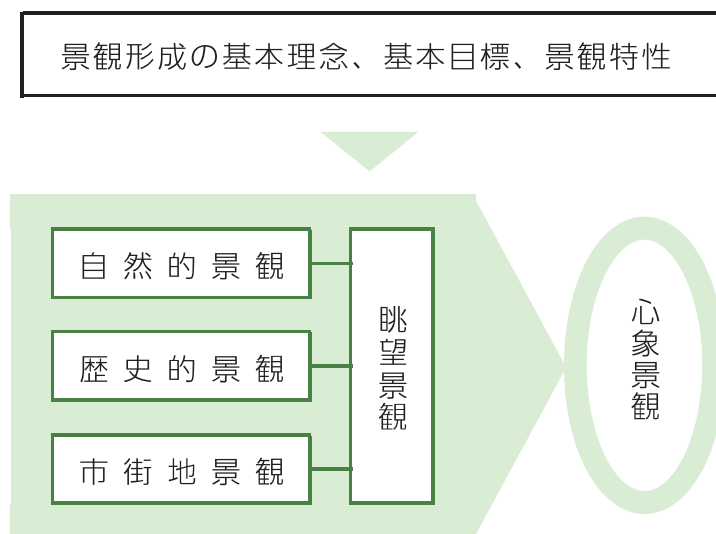
#### (1) 景観の分類

景観形成の基本方針は、基本理念や基本目標、景観特性を踏まえて設定し、市域を景観構造で大きく大別した景観分類ごとに設定します。

景観分類については、土地利用や地域性など、景観を構成する様々な要素から「自然的景観」「歴史的景観」「市街地景観」に大別し、それらに立山連峰や呉羽丘陵などの景観要素を対象とした「眺望景観」を加えた4つの分類について基本方針を定めます。加えて、景観を構成する点的要素などの「景観資源」や人が主観的に感じる景色である「心象景観」についても方針を定めます。

そして、それぞれの景観の特性に応じて、貴重な景観を『保全』し、または既存のものに手を加えたり、新たに創るなど『創造』することにより、表情豊かで魅力的な景観の形成を図っていきます。

#### ■景観分類と心象景観



#### ■景観分類と主要な構成要素

景観分類	景観要素		
	面的要素	線的要素	点的要素 (景観資源)
自然的景観	・ 山岳・丘陵地 ・ 田園、散居 ・ 海面	・ 海岸 ・ 河川 ・ 運河	・ 樹木
歴史的景観	・ 歴史的なまち並み	・ 旧街道	・ 歴史的建造物
市街地景観	・ 商業地、住宅地、工業地 ・ 都心、地域生活拠点	・ 道路 ・ 鉄軌道	・ 建築物 ・ 工作物
眺望景観	・ 眺望対象と眺望点		

## 2. 景観分類ごとの特徴と基本方針

### (1) 自然的景観

#### 1) 自然景観

本市は、海に面して富山平野が広がり、平野部を囲んで立山連峰などの山々がそびえる地形のため、白砂青松の美しい海岸線、呉羽山などの丘陵地や里山、3,000m級の山岳まで、多様な自然景観を有しています。

また、立山連峰などの山々を水源とする神通川、常願寺川の二大河川や大小様々な支流が平野を潤しており、中でも神通峡の見事な渓谷美は、本市を代表する自然景観の一つとなっています。

そのほか、浜黒崎の松並木をはじめ、ケヤキやシイノキなどの巨樹・名木が市内に点在し、周辺住民に親しまれています。

こうした豊かな自然景観は、建築物や屋外広告物などにより阻害しないようその規模や色彩に配慮を求めながら、次世代に引き継ぐべき市民の共有財産として大切に維持・保全していきます。



浜黒崎海岸



神通峡

#### 2) 田園景観

平野部の市街地の周囲には、緑豊かな田園景観が広がり、山田、八尾、細入地域の山あいには、斜面を利用した美しい棚田景観が見られます。呉羽丘陵の斜面一帯には梨畑が広がり、白い梨の花があたり一面を彩ります。

また、平野の南東部の散居、北部の島状集落、山あいの山村集落など、昔ながらの農村風景を思わせる集落景観も見られます。

こうした地域の産業と密着して形成されてきた景観は、地域固有の景観ですが、近年、農業従事者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地や遊休農地が増加していることから、その維持・保全に努めます。



山田宿坊の棚田

#### ○自然的景観の形成に関する基本方針

- ・水と緑に抱かれた豊かな自然景観を守る
- ・棚田や散居景観などの美しい田園景観を守る

## (2) 歴史的景観

本市は、戦災によって多くの歴史的建築物を失いましたが、北前船の廻船業で栄えた岩瀬地区や水橋地区、門前町として栄えた八尾旧町部などには歴史的なまち並みが残っており、風情や情緒を醸し出しています。

また、北国街道や飛騨街道、立山道などの旧街道筋には、当時の面影が残る歴史的建築物が点在しています。

そのほか、建築物単体としては、浮田家住宅や旧森家住宅など、豪農や商家の古い建築物が保存され、当時の面影を伝えています。

こうした歴史的景観は、人々が地域の風土や文化と関わりながら暮らす中で、長年にわたり築き上げてきた地域固有の景観であることから、貴重な歴史的建築物の保全と、まち並みの連続性や調和に配慮した景観形成を目指します。



岩瀬地区のまち並み



八尾旧町部のまち並み

### ○歴史的景観の形成に関する基本方針

- ・地域の歴史を今に伝える貴重な歴史的景観を守る

## (3) 市街地景観

### 1) 商業地景観

都市マスタープランに位置付けられた都心や地域生活拠点には、多くの商業施設が立地しており、建築物や広告物が多種多様な商業地景観を形成しています。

特に、本市の広域的な拠点である都心地区は、高次な都市機能が集積するとともに、けやき並木の城址大通りやブルーバール、松川・いたち川や富岩運河環水公園など、水と緑に溢れた広々とした公共空間が特徴で、本市の「顔」に相応しい都心景観が形成されています。また、市内電車環状線沿線ではバナーフラッグやフラワーハンギングバスケットがまちなかを彩り、賑わいと潤いのある道路沿道景観が形成され、大手モールでは、LRT 車両、停留所、道路などが一体的にデザインされ、洗練された軌道沿線景観が形成されています。

こうした商業地景観を保全するとともに、今後、歩きたくなるまちづくりや夜間景観の創出など、活力と賑わいのある商業地景観の形成を目指します。

### 2) 住宅地景観

都心地区の周辺を中心に戸建て住宅や集合住宅などで構成された、落ち着きと緑の潤いのある良好な住宅地景観が形成されています。

こうした良好な居住環境を保全するため、地区計画や建築協定を活用し、建築物や工作物などに一定のルールを設けることで、緑豊かで落ち着きのある景観形成を図ります。



富山駅南口広場の  
フラワーハンギングバスケット



路面電車が走る大手モール



蛸川ニュータウン

### 3) 工業地景観

本市は日本海側有数の工業都市であり、臨海部や神通川沿いのほか、速星駅周辺、富山八尾中核工業団地、中大久保企業団地などに工場が集積しています。また、「富山市エコタウン」は「人と環境にやさしい都市とやま」を実現する拠点として、リサイクル施設を集約し、地域内での資源循環の取り組みを進めています。

自然景観や住宅地景観などと共存した工場が建ち並ぶ景観も、本市の基幹産業が作り出す特徴的な景観です。

今後も、工業地においては、地区計画などを活用しながら周辺景観との調和やゆとり空間の形成を図るとともに、広大な敷地スペースに大規模な建築物や工作物が立ち並ぶ工業地特有の景観を活かしたまちづくりを進めます。



富山八尾中核工業団地



富山市エコタウン

#### ○市街地景観の形成に関する基本方針

- ・活力と賑わいと潤いのある商業地景観を守り、創造する
- ・潤いある住宅地景観を守り、創造する
- ・周辺環境と調和した工業地景観を守り、創造する

## (4) 眺望景観

本市は、富山平野を囲んで立山連峰をはじめとする山々がそびえる地形のため、平野部の至る所から雄大な立山連峰を望むことができます。季節や天気、時間帯によって様々な表情を見せてくれる立山連峰の眺望は、市民の生活に溶け込み、来訪者を圧倒する本市の特徴的な景観となっています。

また、都心部から望む呉羽丘陵も市民に身近な眺望景観として親しまれています。

こうした眺望景観は、本市の大切な財産であることから、主要な視点場からの眺望を阻害することのないよう大規模な建築物などの高さや意匠を制限することにより、大切に保全していきます。



呉羽山公園展望台からみた  
立山連峰の眺望



呉羽丘陵

### ○眺望景観の形成に関する基本方針

- ・雄大な立山連峰などの眺望景観を守る



## (5) 景観資源

市内には、地域を特徴づける建築物や工作物などの景観資源が数多く点在しています。昭和29年に戦災復興事業の記念として建築された富山城は本市を代表するシンボルであり、また、近年、市街地再開発事業などにより建設されたグランドプラザやTOYAMAキラリは賑わいを創出する場として市民に親しまれています。

また、富山港線や市内電車環状線の停留所やLRT車両は、本市のコンパクトシティ政策を象徴する新たな景観資源となっています。

笹津橋や桜橋などの橋梁や中島閘門などは、建設当時の土木技術を今に伝える貴重な土木遺産です。

そのほか、いたち川沿いや各集落など市内全域に数多く点在する地藏堂は、本市の景観を印象づけています。

こうした景観資源を保全するとともに、周囲の建築物などについても配慮することにより景観形成を図っていきます。



富山城



いたち川的地蔵堂

### ○景観資源に関する基本方針

- ・地域を特徴づける景観資源を守り、創造する

## (6) 心象景観

心象景観とは、心の中で思い浮かぶ風景であり、経験や五感、感情、季節や時間などが相まって、その時々的心里に寄り添う風景として表れるものです。

四季折々に表情を変える雄大な立山連峰の眺望から、暮らしに彩りや楽しみを与える花や緑、生業、祭事などの身近な景観要素に至るまで、心に寄り添う心象景観を生み出す郷土固有の景観の保全・創造を通し、表情豊かで魅力的な景観を市民一人ひとりがそれぞれの感性でとらえ、尊重しあいながら、郷土への愛着を育みます。

### ○心象景観に関する基本方針

- ・豊かな感性を育み、一人ひとりの大切な景観を尊重しあい、郷土への愛着を育む

### ■公募により寄せられた「印象に残る風景」



「優雅な神通峡」



「あっかり」



「カナル会館とポートラムと立山」



「静かに暮れ行く」



「夏の思い出づくり」



「うつる」



「内山邸の竹林と紅葉」



「桜の木の下で」



「始動の刻」



「雪中魚」

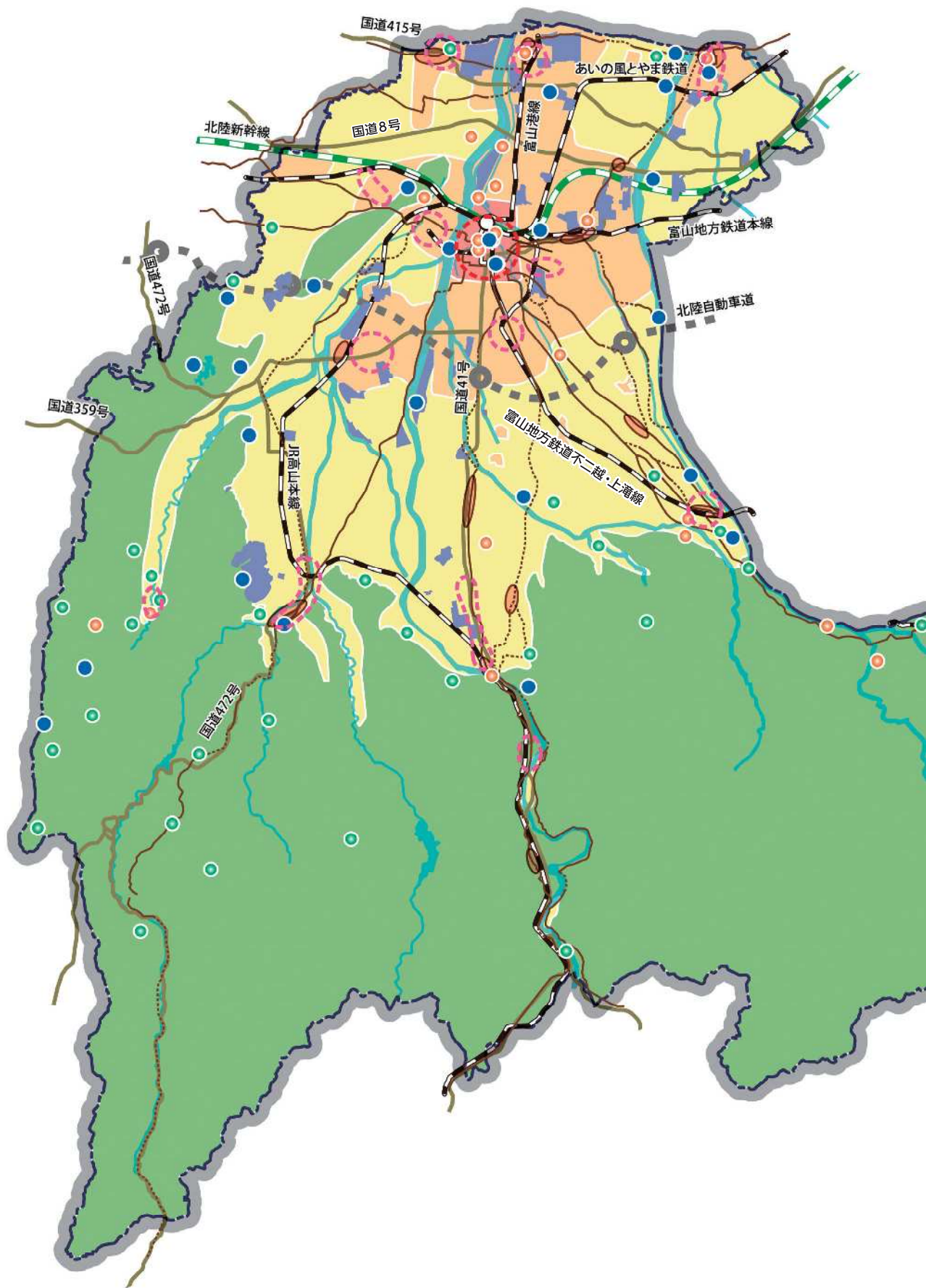


「朝焼け」



「獅子が舞う」

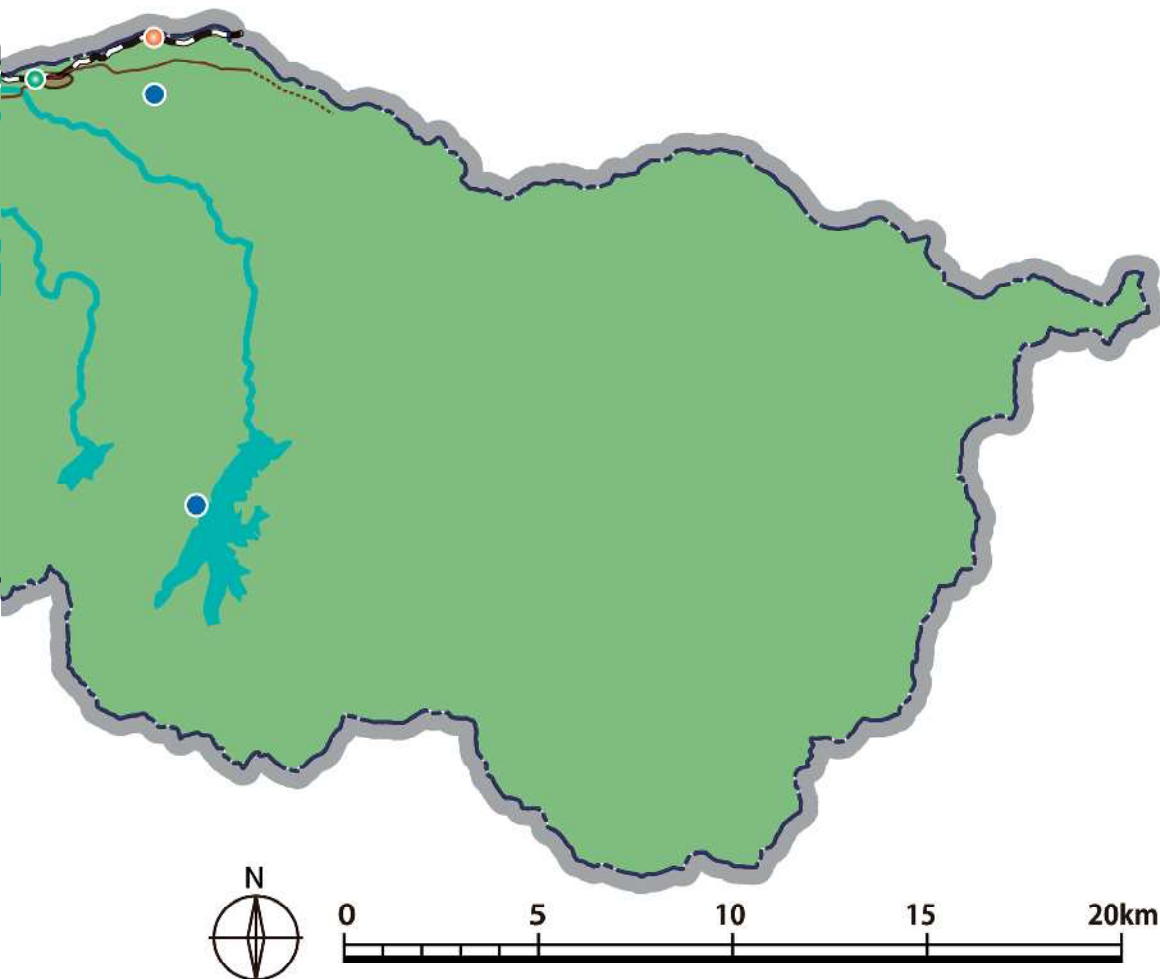
■本市の景観特性図



第2章

景観形成の基本方針

分類	凡例	概要
自然的景観		田園景観:農地及び集落地を主たる土地利用とした景観のまとまり
		自然景観:自然地を主たる土地利用とした景観のまとまり
歴史的景観		歴史的なまち並みや面影を残す地区の景観
市街地景観		商業地景観:商業系施設を主たる土地利用とした景観のまとまり
		住宅地景観:住宅を主たる土地利用とした景観のまとまり
		工業地景観:工業系施設を主たる土地利用とした景観のまとまり
眺望地点		眺める対象と眺望する地点で構成される景観
都心		富山市都市マスタープランに基づく都心
地域生活拠点		富山市都市マスタープランに基づく地域生活拠点
道路		市を縦横断する幹線道路や都心部のシンボルとなる街路及び沿道
鉄軌道		市を縦横断する鉄軌道や都心部のシンボルとなる鉄軌道及び沿線
河川		市を代表する河川及び沿川
建築物・工作物		地域の歴史を示す建築物やその他シンボルとなる建築物や工作物
樹木		地域の歴史を示す樹木やその他シンボルとなる樹木



## 公共交通がつくる景観

本市では、地方都市としては恵まれた公共交通網を有していることから、今後の人口減少や超高齢社会の進行を見据え、鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化などの都市の諸機能を集積する、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」の実現を目指しています。

そのリーディングプロジェクトとして取り組んだ富山港線路面電車化事業では、車両や停留場などにトータルデザインを導入したことで本市の新しい風景を創出し、さらに市内電車環状線化事業では、「都心地区の顔となる景観形成」をデザインコンセプトに、富山城や立山連峰の眺望を大切にしながら落ち着いた高質な景観が形成されました。また、新駅の設置や増便などにより活性化した JR 高山本線や富山地方鉄道不二越・上滝線は、都心と郊外を結び、複数の地域生活拠点を走ることから、鉄軌道の車両が走る風景を至る所で目にすることができ、特に、山並みを背景に田園地帯を走る風景は、見る人の心を和ませてくれます。

このように、本市には公共交通がつくる様々な景観があり、本市固有の景観を形成しています。

### ■富山型コンパクトなまちづくりの概念図と鉄軌道車両が走る風景





## 第 3 章

---

- 1 良好な景観形成に関する行為の制限
- 2 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限
- 3 公共施設による景観形成

# 景観形成の基準編

# 3-1 良好な景観形成に関する行為の制限

## 1. 建築物・工作物などの景観誘導について

### (1) 建築物・工作物などの景観誘導について

景観形成の基本目標を実現し、本市らしい魅力ある景観の保全・創造を図るためには、景観形成の基本方針に基づき、個々の建築物や工作物が、地域の特徴を踏まえ、周辺の景観との調和やまち並みづくりに貢献するよう計画することが求められます。

そのため、本市では、景観計画区域（富山市全域）において建築物及び工作物などを対象とした景観形成基準を定め、更に景観まちづくり推進区域においては景観計画区域の基準に加え、区域の特性に応じた良好な景観形成に関する方針に基づき、区域ごとの景観形成基準を定めます。建築行為などの着手前に必要となる届出などの手続きの際に景観形成基準に適合した計画となるよう、必要に応じて助言・指導を行い、景観誘導を図ります。

#### 景観まちづくり推進区域（富山市景観まちづくり条例第2条）

景観計画区域のうち、重点的に景観の形成に取り組むべき区域を「景観まちづくり推進区域」に指定し、きめ細かな景観形成を推進します。

現在、指定されている景観まちづくり推進区域は下記のとおりです。

- ①八尾地区景観まちづくり推進区域（平成20年10月指定）
- ②大手モール地区景観まちづくり推進区域（平成23年7月指定）

### (2) 建築物・工作物などの景観誘導の手続き

景観計画区域において、一定規模を超える建築行為などを行う場合には、行為着手の30日前かつ建築確認申請の前に景観法に基づく届出が必要となります。また、一部の行為については、届出制度に加えて、富山市景観まちづくり条例に基づき、届出の30日前までに事前協議を行う制度を設けています。

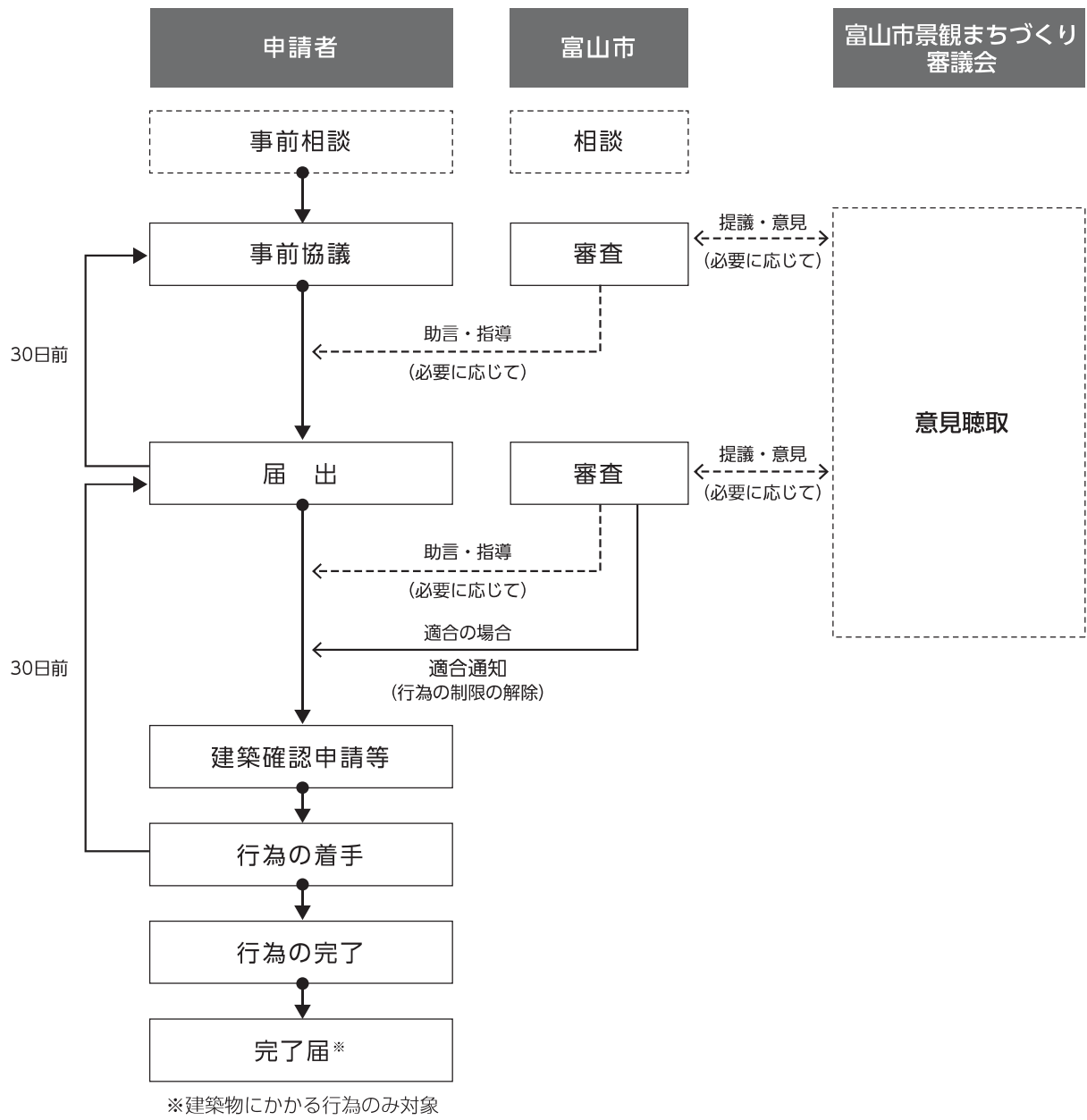
建築行為などの計画の内容によっては、必要に応じて、富山市景観まちづくり審議会などの外部有識者の専門的な見地からの意見を聴くなど、良好な景観の形成に資する助言や指導を行い、改善が見られない場合は、勧告、命令などを行うこともあります。

届出した日から30日を経過した後でなければ行為に着手できませんが、建築行為などの計画の内容が景観形成基準に適合している場合は、行為の着手の制限が解除されます。

また、届出を行う行為のうち建築物にかかる行為については、完了届の提出を求め、届出内容通りに実施されているか確認します。



■建築物・工作物などの景観誘導の手続き



## 2. 景観計画区域における行為の制限

### (1) 届出対象行為

景観計画区域における届出対象行為（景観法第16条）は、次の表の左欄の行為の種類に応じ、右欄に掲げる規模の行為とし、変更命令の対象となる特定届出対象行為（同法第17条第1項）は(1)から(3)までの欄に掲げる行為とします。

表 届出対象行為と規模

行為の種類		規 模
(1) 建築物 新築、増築、改築、移転		次のいずれかに該当するもの ・高さが12.5mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの（増築・改築部分の建築面積が150㎡以下のものを除く。）
(2) 工作物 新設、増築、改築、移転	工作物①、⑤	次のいずれかに該当するもの ・高さが12.5mを超えるもの（工作物自体の高さが5m以下のものを除く。） ・築造面積が1,000㎡を超えるもの（増築・改築部分の築造面積が150㎡以下のものを除く。）
	工作物②	・高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの
	工作物③	・高さが12.5mを超えるもの（工作物自体の高さが5m以下のものを除く。）
	工作物④	・高さが30mを超えるもの
(3) 建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更		・上記(1)または(2)に該当する規模の建築物・工作物で、行為に係る部分の面積の合計が、建築物・工作物の外観に係る面積の1/2を超えるもの
(4) 開発行為		・行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、行為に伴い高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面が生じるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・行為の用に供する土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、堆積の高さが3mを超えるもの
(6) 土地の開墾、土石の採取、鉞物の掘採その他の土地の形質の変更		・行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、行為に伴い高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面が生じるもの

#### 〈用語の説明〉

工作物①	・観覧車、飛行塔、コースターなど遊戯施設 ・コンクリート・アスファルトプラントなど製造施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・石油・ガスなど貯蔵施設 ・ごみ、し尿など処理施設
工作物②	・垣、さく、塀、擁壁など
工作物③	・煙突、排気塔など ・高架水槽、冷却塔など ・電波塔、装飾塔、記念塔、物見塔、風車など ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など ・彫像、記念碑など
工作物④	・電気供給・有線通信のための電線路・空中線の支持物
工作物⑤	・太陽光発電施設（建築物に附属するもの及び土地に独立して設けられるもの双方を含む）
高さ	・建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による。ただし、地盤面が2以上ある場合は、最も低い地盤面から算定する。 ・建築物と一体となって設置される工作物の高さは、建築物との接続部分からではなく、建築物の地盤面から算定する。
長さ	・工作物②及びのり面の長さは、同一敷地内の対象物の長さを合計した値とする。

## (2) 景観形成基準

景観法第8条第2項第2号に定める良好な景観形成のための行為の制限として、以下の「景観形成基準」を定めます。

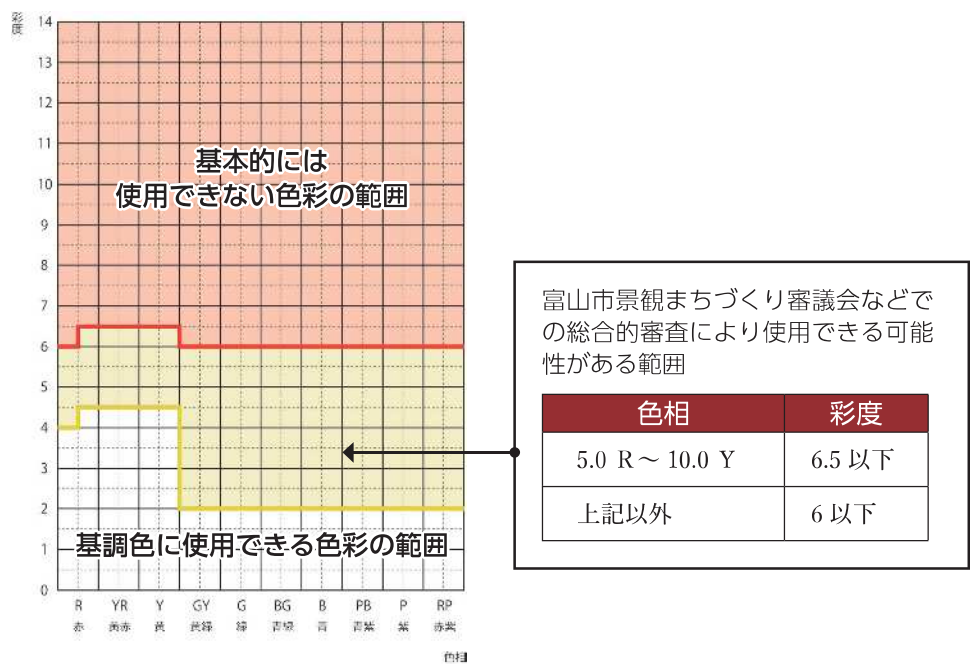
表 建築物

区分	景観形成基準								
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に親しまれている山なみや丘陵などの稜線を遮らないようにするとともに、それらへの眺望を著しく損なわないよう配慮する。</li> <li>・地形の大幅な改変などが生じないよう配慮する。</li> <li>・周辺のまち並みや建築物の形態などに応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置が揃っているまち並みでは、壁面の連続性に配慮した位置とするよう努める。</li> </ul>								
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のまち並みや自然景観などと調和した形態・意匠となるよう努めるとともに、地域の特性を活かすなど、多様な感性や発想によって表情豊かな景観を創出するよう形態・意匠に配慮する。</li> <li>・建築物に附属する屋外設備機器などは、公共空間から見えにくいような配置の工夫や遮蔽に努める。</li> <li>・建築物の形態・意匠、附属設備、屋外広告物などは、建築物が全体としてすっきりまとまり、統一感のあるものとなるよう配慮する。</li> <li>・敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>・広告物を設置する場合は、建築物全体のデザイン、配色などにまとまりがでるように、建築物の計画の段階から広告物の設置場所、大きさ、色彩などを十分検討するよう努める。</li> <li>・広告物を設置する場合は、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限（第3章2）」に示す基準に配慮する。</li> </ul>								
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外観の基調色は彩度を抑え、他の法令上の定めがある場合及び景観形成上支障がないと市長が認める場合（※1）を除き、マンセル値（※2）で右表に定めるとおりとする。</li> <li>・建築物の外観の色彩は、使用する色数を抑えるほか、組み合わせを工夫し、四季を通じて周辺のまち並みや自然景観などと調和するよう配慮する。</li> <li>・計画地に複数の建築物がある場合や建築物に附属する屋外設備機器、屋外広告物などの附属工作物などがある場合は、全体的な統一感や調和が感じられる色彩とするよう配慮する。</li> <li>・周辺の景観と調和を図りながら、表情豊かな景観を創出するよう色彩の使用に努める。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #800000; color: white;">色相</th> <th style="background-color: #800000; color: white;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.1 R ~ 4.9 R</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.0 R ~ 10.0 Y</td> <td style="text-align: center;">4.5 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1 G Y ~ 10.0 R P</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（※2）マンセル値 色彩を正確に伝えるため用いられる国際的尺度のひとつで、日本工業規格（JIS）でも採用されている。色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」の組み合わせによって表す。</p> </div>	色相	彩度	0.1 R ~ 4.9 R	4 以下	5.0 R ~ 10.0 Y	4.5 以下	0.1 G Y ~ 10.0 R P	2 以下
色相	彩度								
0.1 R ~ 4.9 R	4 以下								
5.0 R ~ 10.0 Y	4.5 以下								
0.1 G Y ~ 10.0 R P	2 以下								

(※1)「景観形成上支障がないと市長が認める場合」  
 次のいずれかの要件に該当し、富山市景観まちづくり審議会などにおいて形態、意匠などを総合的に審査し、景観形成上支障がないと認められた場合とする。

- ・地区計画や建築協定など、独自に色彩基準を定めている地域において、その基準に適合するもの。
- ・特徴的な色使いがランドマークの役割を果たしている景観重要建造物、文化財、歴史的な社寺など。
- ・自然素材や無着色の素材を使用し、その色彩が基準に適合しないもの。
- ・伝統的な意匠が特徴的な地域において、伝統色を使用するもの。
- ・優れた配色、意匠などの工夫により、周囲の景観向上に寄与すると認められるもの。(ただし、マンセル値で下記にあげる範囲にあるものに限る。)

建築物の外観の基調色についての色彩基準



素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年による汚れ、破損、劣化などによって景観の質が低下しにくい耐久性、耐候性のある素材を使用するよう配慮する。</li> <li>・素材の選定・使用にあたって、住宅地周辺や自然景観に恵まれた地域においては反射性を抑えた素材を使用するなど、周囲の環境に配慮する。</li> <li>・地域を特徴付ける素材がある場合は、その活用に努め、地域の特性を活かすよう配慮する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存及び移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に活かすよう工夫する。</li> <li>・公共空間に面する部分は、歩行者への圧迫感をやわらげ、まち並みに潤いを与えるよう緑化に努めるとともに、敷地周辺の状況と合わせた緑化に配慮する。</li> </ul>
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を意識し、周囲の景観に調和した照明計画とする。</li> <li>・商業地においては、ライトアップなど、夜間照明による夜間景観の演出に配慮する。</li> <li>・住宅地においては、落ち着きと温かみを感じられるまぶしさを抑えた照明とする。</li> <li>・自然豊かな地域においては、動植物の生息への影響など自然環境に配慮した照明とする。</li> <li>・歩行者空間においては、歩行者が安心して通行できるよう、暗がりをつくらぬよう配慮する。</li> <li>・回転灯やネオン管、サーチライトなどによる過度な光の演出は避ける。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、公共空間からの見え方に配慮し、景観に与える影響を軽減するよう出入口の数や位置を工夫するほか、無機質な景観とならないよう、敷地周囲などに植栽を施すよう努める。</li> <li>・建築物に附帯する塀や擁壁などは、単調で無機質な景観とならないよう努めるほか、周囲への圧迫感を低減するよう配慮する。</li> <li>・門や塀を設置する場合は、まち並みの連続性や伝統的な形式・意匠に配慮する。</li> </ul>
-----	---

表 工作物（太陽光発電施設以外）

区分	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に親しまれている山なみや丘陵などの稜線を遮らないようにするとともに、それらへの眺望を著しく損なわないよう配慮する。</li> <li>・地形の大幅な改変などが生じないよう配慮する。</li> <li>・前面道路だけではなく背面からの見え方にも配慮するとともに、周囲の建築物やまち並みに圧迫感や違和感を与えないよう工作物の位置などに配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のまち並みや自然景観などとの調和を図り、地域の景観になじむよう配慮する。</li> <li>・ランドマークとなる工作物については、周囲からの見え方を考慮し、全体の景観を引き締めるよう配慮する。</li> <li>・工作物に附属する屋外設備機器や管理用の階段などは、目立たないような配置やデザインとなるよう工夫する。</li> <li>・敷地内に複数の工作物や附帯設備などを設ける場合は、共通する意匠などを用いることにより、全体的なまとまりが感じられ、個々の工作物などに調和が生まれるよう配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の基調色は、法令などで定められたもの以外は彩度を抑え、四季を通じて周辺のまち並みや自然景観などと調和するよう配慮する。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐久性、耐候性、退色性、経年変化などを考慮し、維持管理が容易な素材の使用に配慮する。</li> <li>・地域を特徴付ける素材がある場合は、その活用に努め、地域の特性を活かすよう配慮する。</li> <li>・自然が多い地域や住宅地などでは、素材の持つ反射性に配慮する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の足元は積極的な緑化を施し、ゆとりと潤いあるまちづくりに配慮する。</li> <li>・樹林地や丘陵地などでは、工作物を設置後、周辺の植生と調和した緑の復元に配慮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設名称など必要なものを除き、工作物への広告物の表示を避けるとともに、ロゴマークやピクトサインなどを使用するなど、少ない広告物での効果的な情報伝達の工夫に努める。</li> </ul>

表 工作物（太陽光発電施設）

区分	景観形成基準
位置	・太陽光発電施設は、敷地境界からできる限り後退させ、道路や眺望点などからの見え方に十分に配慮する。
高さ	・太陽光発電施設の高さをできる限り低くする。
色彩	・太陽電池モジュール（パネル）は、低明度かつ低彩度の色彩や、反射が少ない素材を採用するよう努める。 ・既存の太陽光発電施設がある場合には、既存設備と新設設備を同色系にするなど配慮する。
植栽など	・必要に応じて、太陽光発電施設を植栽やルーバーにより修景するよう努める。
その他	・緑の連続性や農地の集団性を損なわない配置とするよう努める。

表 開発行為

区分	景観形成基準
土地の形状	・現状の地形をできる限り尊重した形質変更にて配慮する。 ・大幅な形質変更が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望への影響を避けるよう配慮する。
緑化	・緑化にあたっては、地域の植生を調査し、活用に努め、新たに植栽を施す場合は、地域の自然景観と調和した樹種選定にて配慮する。
のり面・擁壁	・長大なりのり面や擁壁は単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁はできる限り小さくなるよう配慮する。 ・自然素材の使用や緑化により、周辺の自然景観との調和にて配慮する。

表 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

区分	景観形成基準
堆積の方法	・堆積物を道路境界や隣地境界から離すなど、周囲に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。
遮蔽	・行為地の周辺を植栽などで遮蔽するなど、公共空間から見えにくくするよう配慮する。

表 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

区分	景観形成基準
遮蔽	・行為地は、公共空間から見えないよう配慮する。
のり面・擁壁	・長大なりのり面や擁壁は単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁はできる限り小さくなるよう配慮する。 ・自然素材の使用や緑化により、周辺の自然景観との調和にて配慮する。
跡地の緑化	・掘採、採取が終了したところから、地域の環境に応じた植栽などを行い、速やかに緑が復元するよう配慮する。



## (2) 良好な景観形成に関する方針

### 1) 伝統的様式を取り入れた情緒あるまち並みの形成

飛騨の匠の流れをくむ伝統的様式を取り入れた八尾らしいまち並みの雰囲気を保全し、おわら風の盆や曳山祭の舞台に相応しい、情緒あるまち並みの形成を図ります。

### 2) 周辺との調和、一体感などに配慮した景観の形成

周辺の落ち着いたある色彩や意匠との調和、一体感などに配慮した景観形成を図ります。



諏訪町本通りのまち並み



伝統的様式を取り入れた家屋



### (3) 届出対象行為

八尾地区景観まちづくり推進区域における届出対象行為（景観法第16条）は、次の表の左欄の行為の種類に応じ、右欄に掲げる規模の行為とし、変更命令の対象となる特定届出対象行為（同法第17条第1項）は(1)から(3)までの欄に掲げる行為とします。

表 届出対象行為と規模

行為の種類		規 模
(1) 建築物 新築、増築、改築、移転		次のいずれかに該当するもの ・高さが5mを超えるもの ・建築面積が10㎡を超えるもの
(2) 工作物 新設、増築、改築、 移転	工作物①	次のいずれかに該当するもの ・高さが5mを超えるもの ・築造面積が10㎡を超えるもの
	工作物②	・高さが1.5mを超えるもの
	工作物③	・高さが5mを超えるもの
	工作物④	・高さが5mを超えるもの
	工作物⑤	・全てのもの
(3) 建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更		・上記(1)または(2)に該当する規模の建築物・工作物で、行為に係る部分の面積の合計が、建築物・工作物の外観に係る面積の1/2を超えるもの
(4) 開発行為		・行為に伴い高さが1.5mを超えるのり面が生じるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・堆積の高さが1.5mを超えるもの
(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・行為に伴い高さが1.5mを超えるのり面が生じるもの
(7) 樹木の伐採		・高さが5mを超えるもの

#### 〈用語の説明〉

工作物①	・観覧車、飛行塔、コースターなど遊戯施設 ・コンクリート・アスファルトプラントなど製造施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・石油・ガスなど貯蔵施設 ・ごみ、し尿など処理施設
工作物②	・垣、さく、塀、擁壁など
工作物③	・煙突、排気塔など ・高架水槽、冷却塔など ・電波塔、装飾塔、記念塔、物見塔、風車など ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など ・彫像、記念碑など
工作物④	・電気供給・有線通信のための電線路・空中線の支持物
工作物⑤	・太陽光発電施設（建築物に附属するもの及び土地に独立して設けられるもの双方を含む）
高さ	・建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による。ただし、地盤面が2以上ある場合は、最も低い地盤面から算定する。 ・建築物と一体となって設置される工作物の高さは、建築物との接続部分からではなく、建築物の地盤面から算定する。
長さ	・工作物②及びのり面の長さは、同一敷地内の対象物の長さを合計した値とする。

## (4) 景観形成基準

区域内の景観形成道路に面する部分及び景観形成道路から望見できる部分について、以下の「景観形成基準」を定めます。

表 建築物

区分	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に親しまれている山なみ、自然石を活用した井田川沿いの石積み護岸や急傾斜地の石垣による眺望を著しく損なわないよう配慮する。</li> <li>・地形の大幅な改変などが生じないよう配慮する。</li> <li>・景観形成道路に面する建築物の外壁及び軒線の位置は、まち並みに揃えるよう努める。</li> </ul>
高さ・階数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的まち並みや自然景観などと調和した形態・意匠となるよう努める。</li> <li>・傾斜地特有の高さに変化がある屋根並みの調和に配慮する。</li> <li>・八尾町上新町地内における市道上新町裏通り線に接する敷地内の土蔵風建築物は、道路から望見できる建築物の部分の階数を3以下とするよう努める。</li> <li>・八尾町西町及び八尾町今町地内における市道西町下島線、西町禅寺線、西町裏通り線沿いの石垣上部に位置する敷地内の建築物は、町民ひろばから望見できる建築物の部分の階数を3以下とするよう努める。</li> <li>・上記以外の敷地で景観形成道路に面する建築物の部分の地上階数は2以下とし、やむを得ず3階とする場合は、3階の外壁面を2階の外壁面よりも後退するよう努める。</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的まち並みや自然景観などと調和した形態・意匠となるよう努める。</li> <li>・素材の選定、使用にあたって、反射性を抑えた素材を使用するなど、周辺的环境に配慮する。</li> </ul>
屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の形は、切妻屋根の平入りを基本とする。</li> <li>・1階部分には、歴史的なまち並みとの調和に配慮した軒や庇を設置するよう努める。</li> <li>・屋根材は、日本瓦で黒色を基調とし、屋根の勾配は近隣の伝統的な家屋に合わせるよう配慮する。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色彩は、市全域（景観まちづくり推進区域を除く）における景観形成基準の色彩基準に加え、歴史的まち並み景観と調和する白又は茶系の落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口は格子戸とするよう努める。</li> <li>・出入口以外の開口部には、格子の設置に努める。</li> <li>・景観形成道路に面して車庫を設ける場合には、まち並みの連続性に配慮する。</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に附属する屋外設備機器などは、景観形成道路からの見え方を考慮し、見えにくいような配置の工夫や遮蔽に努める。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灯具のデザインを工夫したり、温かみのある光色の照明を使用するなどして、夜間景観の演出に配慮する。</li> </ul>

門・塀	・門や塀を設置する場合は、まち並みの連続性や伝統的な形式、意匠に配慮する。
広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として自家用広告物のみとし、屋上には広告物を設置しない。</li> <li>・広告物の合計表示面積は10㎡以下とする。</li> <li>・まち並みとの調和を図った形態、意匠、色彩とする。</li> <li>・点滅灯、回転灯及びネオン管などを使用しない。</li> <li>・伝統的な素材を使用するよう努める。</li> </ul>
敷地内の舗装	・景観形成道路沿いの敷地内の舗装は、まち並みとの調和に配慮する。
駐車場	・景観形成道路沿いの駐車場敷地では、まち並みの連続性に配慮する。

表 工作物（太陽光発電施設以外）

区分	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に親しまれている山なみ、自然石を活用した井田川沿いの石積み護岸や急傾斜地の石垣による眺望を著しく損なわないよう配慮する。</li> <li>・地形の大幅な改変などが生じないように配慮する。</li> <li>・周辺の建築物やまち並みに圧迫感や違和感を与えないよう工作物の位置などに配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のまち並みや自然景観などとの調和を図り、地域の景観になじむよう配慮する。</li> <li>・工作物に附属する屋外設備機器や管理用の階段などは、目立たないような配置やデザインとなるよう工夫する。</li> <li>・敷地内に複数の工作物や附帯設備などを設ける場合は、全体的なまとまりが感じられ、個々の工作物に調和が生まれるよう配慮する。</li> </ul>
色彩	・工作物の基調色は、法令などで定められたものを除き、高い彩度を避けるほか、周辺のまち並みとの調和を図るよう努める。
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐久性、耐候性、退色性、経年変化などを考慮し、維持管理が容易な素材の使用に配慮する。</li> <li>・伝統的素材を生かした景観形成に配慮する。</li> <li>・素材の持つ反射性に配慮する。</li> </ul>
その他	・工作物には、必要以上の広告物などを表示しないよう配慮する。

表 工作物（太陽光発電施設）

区分	景観形成基準
位置	・景観形成道路から見える箇所に太陽光発電施設を設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、景観形成道路からの見え方に配慮し、修景などの工夫を行う。

表 開発行為

区分	景観形成基準
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の地形をできる限り尊重した形質変更配慮する。</li> <li>・大幅な形質変更が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望への影響を避けるよう配慮する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化にあたっては、地域の植生を調査し、活用に努め、新たに植栽を施す場合は、地域の自然景観と調和した樹種選定に配慮する。</li> </ul>
のり面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大なのり面や擁壁は、単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁はできる限り小さくなるよう配慮する。</li> <li>・自然素材の使用や緑化により、周辺のまち並みとの調和に配慮する。</li> </ul>

表 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

区分	景観形成基準
堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積物を道路境界や隣地境界から離すなど、周囲に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。</li> </ul>
遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の周辺を板塀などで遮蔽するなど、周辺の道路から見えないよう配慮する。</li> </ul>

表 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

区分	景観形成基準
遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の周辺を板塀などで遮蔽するなど、周辺の道路から見えないよう配慮する。</li> </ul>
のり面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大なのり面や擁壁は単調な景観となるとともに周辺の景観に圧迫感を与えるため、のり面や擁壁はできる限り小さくなるよう配慮する。</li> <li>・自然素材の使用や緑化により、周辺のまち並みとの調和に配慮する。</li> </ul>
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘採・採取が終了したところから、地域の環境に応じた植栽などを行い、速やかに緑が復元するよう配慮する。</li> </ul>

表 樹木の伐採

区分	景観形成基準
伐採の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枯損した樹木・危険な樹木の伐採を除き、できる限り伐採しないよう努める。</li> <li>・寺社林や屋敷林などの高木及び樹姿に優れた樹木又は樹林は、保存又は移植を行い、まち並みに配慮する。</li> </ul>

## 4. 大手モール地区景観まちづくり推進区域における行為の制限

### (1) 大手モール地区景観まちづくり推進区域

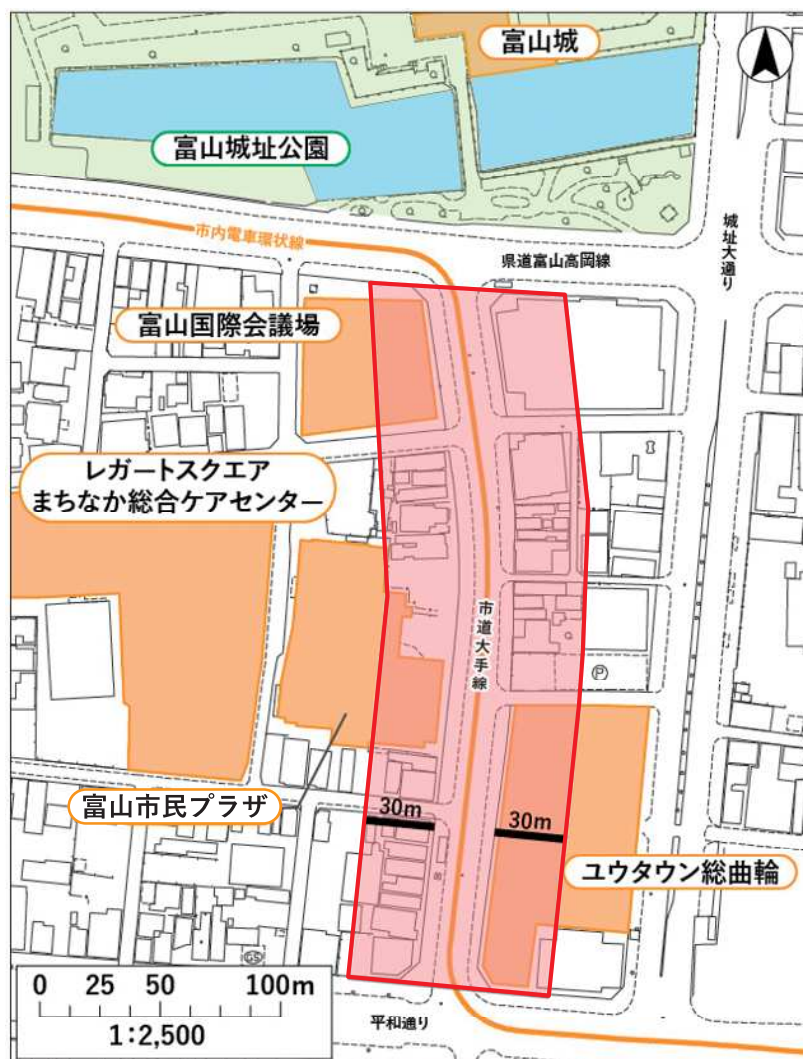
#### 1) 地区の概要

地区の北側は、本市のシンボル空間である緑豊かな富山城址公園に隣接しており、周辺には富山県庁、富山市役所、富山県民会館などの公共施設が多数立地しています。また、地区内を南北に伸びる大手モールは、市内電車環状線の開業に合わせて、都心部の顔となるトランジットモールの景観形成を目指して整備されており、歩行者が中心の賑わいある空間が形成されています。

#### 2) 区域

市道大手線に接する敷地又は空地で、下図に示す赤線で囲まれた区域。

■大手モール地区景観まちづくり推進区域



## (2) 良好な景観形成に関する方針

### 1) 落ち着いた色彩に調和する景観の形成

大手モール地区では、建築物や道路、ストリートファニチャーなどがモノトーンや淡い色合いで整備され、優しく落ち着いた上品なイメージのまち並みが形成されています。このようなイメージを壊さないよう、建築物や広告物に使用する色彩や面積などに配慮し、通りとしてのつながりやまとまりが感じられる景観形成を目指します。

### 2) 低層部における連続的な賑わいの誘導

大手モールでは、ゆとりある歩行者空間が整備されています。歩きながら目を楽しませてくれるようなショーウィンドウの整備などにより、歩行者が中心の賑わいある景観形成を図ります。

### 3) 富山城の眺望への配慮

本市のシンボルである富山城の眺望は、富山らしさを感じる景観であり、また大手モールの景観に奥行きを与えています。壁面線やスカイラインを乱さず、富山城の眺望に配慮した景観形成を図ります。



富山城の眺望



賑わいある大手モール

### (3) 届出対象行為

大手モール地区景観まちづくり推進区域における届出対象行為（景観法第16条）は、次の表の左欄の行為の種類に応じ、右欄に掲げる規模の行為とし、変更命令の対象となる特定届出対象行為（同法第17条第1項）は(1)から(3)までの欄に掲げる行為とします。

表 届出対象行為と規模

行為の種類		規 模
(1) 建築物 新築、増築、改築、移転		次のいずれかに該当するもの ・高さが5mを超えるもの ・建築面積が10㎡を超えるもの
(2) 工作物 新設、増築、改築、 移転	工作物①	次のいずれかに該当するもの ・高さが5mを超えるもの ・築造面積が10㎡を超えるもの
	工作物②	・高さが1.5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの
	工作物③	・高さが5mを超えるもの
	工作物④	・高さが5mを超えるもの
	工作物⑤	・全てのもの
(3) 建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更		・上記(1)または(2)に該当する規模の建築物・工作物で、行為に係る部分の面積の合計が、建築物・工作物の外観に係る面積の1/2を超えるもの
(4) 開発行為		・行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、行為に伴い高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面が生じるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・行為の用に供する土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、堆積の高さが3mを超えるもの
(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、行為に伴い高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面が生じるもの

#### 〈用語の説明〉

工作物①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観覧車、飛行塔、コースターなど遊戯施設</li> <li>・コンクリート・アスファルトプラントなど製造施設</li> <li>・自動車車庫の用に供する立体的な施設</li> <li>・石油・ガスなど貯蔵施設</li> <li>・ごみ、し尿など処理施設</li> </ul>
工作物②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垣、さく、塀、擁壁など</li> </ul>
工作物③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突、排気塔など</li> <li>・高架水槽、冷却塔など</li> <li>・電波塔、装飾塔、記念塔、物見塔、風車など</li> <li>・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など</li> <li>・彫像、記念碑など</li> </ul>
工作物④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気供給・有線通信のための電線路・空中線の支持物</li> </ul>
工作物⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電施設（建築物に附属するもの及び土地に独立して設けられるもの双方を含む）</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による。ただし、地盤面が2以上ある場合は、最も低い地盤面から算定する。</li> <li>・建築物と一体となって設置される工作物の高さは、建築物との接続部分からではなく、建築物の地盤面から算定する。</li> </ul>
長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物②及びのり面の長さは、同一敷地内の対象物の長さを合計した値とする。</li> </ul>

## (4) 景観形成基準

景観計画区域の景観形成基準に加え、建築物及び工作物については、以下の「景観形成基準」を定めます。

表 建築物

区分	景観形成基準
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1階部分は、ショーウィンドウの設置や敷地内の植栽の設置に努めるなど、ゆとりと賑わいのある歩行者空間の形成に配慮する。また、商店などのシャッターを道路側に設ける場合は、歩道からショーウィンドウがのぞけるように、できるだけ透過性のよいシャッターを使用するよう努める。</li></ul>
広告物	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓などのガラス面には、広告物などを掲出しない。ただし、低層部の賑わいの創出に寄与するようデザインされたもの、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に掲示され、良好な景観を損なわないものは除く。</li><li>・ 富山城の眺望や周辺のまち並みに配慮し、屋上広告は設置しないよう努める。また、突出広告を設置する場合は、設置高さに配慮し、低層部の賑わいの創出に努める。</li><li>・ 切り文字の使用或使用素材の工夫などにより、まちの賑わいと特性の創出に寄与するサインの設置を心がける。</li></ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外壁の基調色は、落ち着いた色調とし、中高層部では、中～高明度、低彩度の色彩を使用するよう努める。</li><li>・ 低層部においては、アクセントカラーの使用などにより彩りを工夫して、賑わいの創出を図る。</li></ul>
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 石畳、バナーフラッグやフラワーハンギングバスケットなど、地区の個性となる対象物を効果的に演出する照明の選定や設置に配慮し、歩きたくなる空間づくりの形成に努める。</li><li>・ ライトアップなど、夜間照明による夜間景観の演出に配慮する。特に、富山城の眺望の妨げとなる不要なまぶしさが生じないように配慮する。</li><li>・ 回転灯やネオン管、サーチライトなどによる過度な光の演出は避け、周辺の景観に配慮した夜間景観の演出を工夫する。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路側には自動販売機を設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化するような配置や修景などの工夫を行う。</li></ul>



表 工作物（太陽光発電施設）

区分	景観形成基準
位置	・ 大手モールから見える箇所に太陽光発電施設を設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、大手モールからの見え方に配慮し、修景などの工夫を行う。

# 3-2 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

## 1. 屋外広告物の景観誘導について

### (1) 屋外広告物の景観誘導について

屋外広告物は、建築物や工作物などと同様に、景観を構成する重要な要素の一つです。良質な屋外広告物の掲出はまちの賑わいや個性の創出にもつながりますが、無秩序な状態での屋外広告物の掲出は、まちの風格や眺めを損なう可能性があります。そのため、本市では、富山市屋外広告物条例による規制に加え、景観に配慮した屋外広告物となるよう、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を本計画に位置付け、建築物や工作物などの景観誘導と連携し、良好な景観形成を図ります。

## 2. 景観形成方針

### (1) 景観形成方針

景観計画区域の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置については、次のとおり景観形成方針を定めるほか、富山市屋外広告物条例による規制により、魅力ある屋外広告物景観の形成を図ります。

#### ●全市域共通形成方針

区分	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然環境、まち並み、景観資源との調和に配慮し、次のような位置への設置を避ける。<ul style="list-style-type: none"><li>○立山連峰や呉羽丘陵、田園などの眺望を阻害する位置</li><li>○まち並みから突出する位置</li><li>○景観資源と一体的に視認できる位置</li></ul></li></ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲のまち並みや自然景観などとの調和を図った形態・意匠となるよう努める。</li><li>・屋外広告物を設置する建築物などとの一体的な形態・意匠となるよう努める。</li><li>・屋上広告の高さは、原則として、広告物の幅を超えないものとする。</li><li>・必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめる。</li><li>・複数の屋外広告物は、コンパクトに集約するよう努める。</li><li>・発光を伴うものは、動光などが連続して激しく変化しないものとする。</li><li>・全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行う。</li></ul>

区分	景観形成基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物を設置する建築物の外壁や周辺の建築物などの環境との調和を図る。</li> <li>・ 使用する色数を抑える。</li> <li>・ 高彩度色の面的な使用は避け、必要に応じてアクセントとして使用する。</li> <li>・ 隣接する広告物などと同系色とするなど相互の調和を図る。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性、耐候性のある素材を使用するよう努め、経年による汚れ、劣化、破損などにより景観の質が低下しないよう配慮する。</li> </ul>
光・音・動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタルサイネージは、信号交差点付近の設置を避けるよう努めるとともに、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 明るさ（輝度）を抑えるよう努める</li> <li>○ 原則として音の出る広告物は避ける</li> <li>○ 過剰な動光や点滅は控えるよう努める</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支持物は、目立たないよう、形状、色彩、意匠などを工夫する。</li> <li>・ 「良好な景観形成に関する行為の制限（第3章1）」に定める景観形成基準に配慮する。</li> </ul>

# 3-3 公共施設による景観形成

## 1. 公共施設による景観形成

### (1) 公共施設による景観形成

道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設は、景観の主要な構成要素であり、公共施設の整備にあたって本市は景観まちづくりの先導的な役割を果たすよう努めなければなりません。また、公共施設は、市民生活に密接に関わっており、そこで生活する市民が愛着と誇りを持てる施設とすることが求められます。

本計画では公共施設を整備する際の基本方針を示し、下記に掲げる主な公共施設6種について配慮事項を設定します。

#### 【景観形成の先導的な役割が求められる主な公共施設】

##### 道路・橋梁

線形／舗装／植栽／防護柵／照明／擁壁  
／歩道橋／占用物など



##### 河川・水路

護岸／管理用通路／防護柵・ポール類／  
照明／擁壁／占用物など



##### 海岸施設

海浜／防波堤・護岸／港湾施設など



##### 公園・緑地

植栽／園路／防護柵／休憩施設／遊具／  
園内の建築物／駐車場・駐輪場など



##### 公共建築物

配置／形態・意匠、色彩／素材／外構・  
植栽など



##### 公共サイン

配置／形態・意匠、色彩／素材／掲載内  
容など



## 2. 公共施設整備の基本方針

### (1) 公共施設整備の基本方針

#### 1) 景観の素地を作り、地域の景観になじむデザイン

景観要素には、周辺の景観とまとまりのある構成要素となるものと、ランドマーク・目印として存在感を発揮するものがあり、公共施設の多くはまとまりのある構成要素として景観になじむデザインが求められています。

ランドマークとして存在感を発揮する場合でも、地域の自然や歴史などの景観特性を十分に把握し、地域の景観特性に応じたデザインの検討や、周辺景観との調和を図る配慮が必要です。

#### 2) コストとのバランスを考慮しつつ持続性のある素材選定

コスト面を重視した場合、メンテナンスしやすい素材、耐久性の優れた素材、汎用性が高く補修時に入手しやすい素材という視点が必要となりますが、一方、社会的なニーズを踏まえると、「見飽きない」「経年とともに味わいが増す」などの視点も大切になります。

これらのことを総合的に判断し、市民などに長く親しまれ、持続性のある素材選定を行います。

#### 3) 関連する事業との連携による一体感の感じられる景観の創出

事業主体や整備時期、施設の種別（道路と建築物、公園と建築物など）が異なることによる動線の分断や景観的な不調和を招かないよう、関連する整備計画や周辺で行われる事業の内容について把握し、事業主体だけでなく、他事業間における関係者とも連携を図ることで、空間として一体感の感じられる景観の創出を目指します。

## (2) 公共施設を整備する際の配慮事項

### 1) 道路・橋梁

- ・道路は街路樹や植栽帯を設置することで、連続性や潤いを感じる街路空間の創出に配慮する。
- ・防護柵や歩道橋などの道路附属物、舗装（滑り止め舗装、着色舗装なども含む）は安全性を確保するとともに、意匠、色彩、素材を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮する。
- ・ストリートファニチャーは、歩道空間を阻害しないよう配置し、意匠、色彩などを工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。
- ・トンネルの坑口部は、周辺の地形になじむ構造及び形態とし、周辺景観との調和に配慮する。
- ・橋梁は落ち着いた色彩や、構造を活かした形状を基本とし、ランドマークとして活かす場合も、様々な方向からの見え方などを慎重に検討する。また、橋からの眺めが良く、可能な場所では快適な視点場となる歩行者空間の確保に努める。

### 2) 河川・水路

- ・河川沿いの歩道や護岸においては、緑の保全・創出など市民が身近に水辺を感じられるような周辺の景観との調和に配慮する。
- ・海浜部に近い河口などでは、海岸の整備に配慮し、河川景観の形成に努める。
- ・護岸や防護柵などの工作物は、構造や意匠、色彩や素材を工夫し、周辺景観との調和に配慮する。

### 3) 海岸施設

- ・砂浜の保全に努め、周辺の自然景観との調和を図る。
- ・防波堤や護岸、港湾部の工作物は、構造や意匠、色彩や素材など、周辺の自然景観との調和に配慮する。
- ・海浜部の建築物は落ち着いた形態・意匠、色彩などとし、周辺の自然景観との調和に配慮する。

### 4) 公園

- ・立地、設置目的、利用形態、施設内容などの特性に応じ、景観との調和に努める。また、地域の歴史や生活文化を活かし、個性的な景観形成に努める。
- ・周辺の植生や四季の移ろい、樹木、草花などの生長による景観の変化などを考慮した植栽計画に努める。
- ・照明や防護柵などの工作物は公園の緑を意識し色彩や素材に配慮する。
- ・道路からの見え方に配慮し、接道部は透過性のある垣や柵などの設置に努める。
- ・駐車場は周辺からの見え方に配慮し、設置位置や緩衝帯を検討する。

## 5) 公共建築物

- ・本計画の建築物・工作物などの景観形成基準を踏まえるとともに、周辺環境、地域住民のニーズ、その他関連する計画での位置付けを踏まえて、計画する。
- ・周辺景観との調和に配慮し、地域に開かれた施設配置にする。
- ・地域の歴史や文化を活かしたデザインとし、全体的にまとまりの感じられるものとする。
- ・駐車場は周辺からの見え方に配慮し、設置位置や緩衝帯を検討する。
- ・外構は、建築物と調和するよう工夫する。また、快適で開放的な空間を創出するよう周辺との連続性に配慮した計画にする。

## 6) 公共サイン

- ・設置場所周辺の公共サインの設置状況を把握し、可能な限り系統性のあるデザインや調和に努める。
- ・設置箇所付近に既存サインがある場合は、統合を検討し、サインの乱立を避ける。

# 3. 公共事業の先導的役割

## (1) 公共事業景観形成事前協議の実施

本市では、良好な景観形成の向上に資することを目的として「公共事業景観形成事前協議等実施要領」を定め、公共事業を実施する際に公共施設の位置や規模などに応じて、施設の計画初期段階から、各種景観形成基準との整合性について調整を図るため、景観に関する事前協議を行っています。必要に応じて、富山市景観まちづくり審議会へ諮るなど、施設計画に対し、助言を行い、市として景観形成の先導的な役割を果たしていきます。

## まちの魅力をつくりだす 広告物

まちにあるお店や事務所の看板。これらは屋外広告物（以下、広告物）と呼ばれ、まちの景観を構成する重要な要素のひとつです。

本市では、まちなかのシンボルロードである城址大通りなどに、通りを美しく彩るバナーフラッグとフラワーハンギングバスケットを設置しています。バナーフラッグは路面電車用の架線柱や歩道の照明柱を利用した広告物で、イベントにあわせて掲出することで、魅力ある道路景観を演出しています。

また、鉄軌道やバスの車体を利用したラッピングも広告物のひとつです。本市の事業として取り組むセントラムを利用したラッピングは、まちなかで開催されるイベントや国際会議などを盛り上げるデザインで、まちと人、車両が一体となってまちなかの魅力や賑わいを演出しています。

このように、広告物を活用することでまちの魅力をつくりだすことができます。







## 第4章

---

- 1 市民意識の醸成
- 2 市民活動への支援
- 3 規制・誘導の充実
- 4 景観まちづくりの進捗管理

施策編

# 4-1 市民意識の醸成

## 1. 市民意識の醸成

市民の共有財産である良好な景観を守り、育てていくには、より多くの市民や事業者が景観まちづくりに参画することが欠かせません。景観への関心を喚起するために、景観まちづくりに関する情報提供のほか、市民や事業者を対象とした意識啓発事業を行い、景観まちづくりの機運の醸成につなげる取り組みを行います。

### (1) 景観を知る

#### 1) 景観まちづくりに関する情報提供

景観まちづくりをこれから始める市民などを対象に、本市の魅力的なまち並みや景観資源、景観まちづくりの取り組みについて情報を提供し、本市の景観について関心を高める契機とします。

#### 2) 景観まちづくり学習の実施

幼いころから郷土の景観に対する関心を高め、豊かな感受性を育むことを目的に、小学生を対象とした景観まちづくり学習を実施し、社会科や総合的な学習の時間を活用して、楽しく地域の景観について学ぶ機会を創出します。

#### 3) 出前講座、出前教室の開催

景観まちづくりに取り組む町内会や企業などの団体や、景観について授業を行う学校などへ景観政策担当職員が出向き、景観まちづくりについて説明を行う出前講座や出前教室を開催し、ニーズに合わせた情報提供を行います。



出前教室

#### 4) 景観スポットの募集

本市の優れた景観や美しい景観を眺望できる地点などを広く一般の方々から募集し、選定することで、これまで以上に多くの市民に愛される景観スポットとして定着させていきます。選定された景観スポットは本市の良好な景観の周知に活用するとともに、地域の景観スポットを通して、本市の良好な景観の保全手法について、市民とともに考える契機とします。



呉羽山公園展望台からの立山連峰



セントラムと松川の桜

## (2) 景観まちづくりの参画につなげる

### 1) 景観まちづくりフォーラムの開催

景観まちづくりについて幅広く市民の方々の理解を深め、身近な景観まちづくりへの関心や参加意欲を高めることを目的に、景観や都市計画などのまちづくりの専門家を招いて、講演会やパネルディスカッションなどを行う意識啓発イベントを定期的に開催します。



景観まちづくりフォーラム

### 2) 景観まちづくりワークショップの開催

楽しみながら景観まちづくりについて、学び、関心を高め、日々の暮らしの中での景観まちづくりの実践につなげることを目的に、地域の景観資源の活用策や、景観に関する課題の解決策を考えるワークショップを継続的に開催します。



景観まちづくりワークショップ

### 3) 景観まちづくり推進区域ワークショップの開催

景観まちづくり推進区域の新たな指定に向け、地域の特性に応じた景観の形成や保全のためのルールや体制づくりなどについて考えるワークショップを開催し、住民が主体となった景観まちづくりを促進します。

### (3) 景観資源の活用

景観法及び富山市景観まちづくり条例に基づき、周囲の環境と一体となって景観形成に重要な役割を果たしている建築物や工作物、樹木及び優れた景観を眺望できる場所（視点場）などを指定し、貴重な景観資源の保全や活用を推進するほか、その価値を広く周知し、シビックプライドの醸成や本市の魅力の向上につなげていきます。

#### 1) 景観重要建造物の指定

地域の歴史、文化、産業などの面からその外観が景観上の特徴を有している重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）のうち、指定方針に該当し、道路など公共の場所から容易に望見することができるものを、景観法に基づく「景観重要建造物」に指定します。

指定を受けた建造物の増築・改築、外観の修繕、移転などには市長の許可が必要となり、景観が損なわれないよう所有者などには適切な管理が求められます。市長は管理にあたっての技術的支援や行為に要する経費の助成を行います。

##### ●景観重要建造物の指定方針

以下の方針に該当し、所有者などの同意を得たものについて指定します。

- ①外観のデザインに優れ、地域のシンボルやランドマークとなるもの
- ②地域住民に親しまれ、地域の歴史文化を象徴するもの
- ③地域の良好な景観形成の模範となるもの
- ④地域の産業上、重要な景観を形成しているもの
- ⑤その他、景観形成に重要な役割を果たしていると認められるもの

#### 2) 景観重要樹木の指定

地域の自然、歴史、文化の面から樹容が景観上の特徴を有し、地域の住民などに親しまれている樹木など、指定方針に該当し、道路など公共の場所から容易に望見することができるものを、景観法に基づく「景観重要樹木」に指定します。

指定を受けた樹木の伐採や移植などを行う場合は市長の許可が必要となり、良好な景観が損なわれないよう所有者などには適切な管理が求められます。市長は管理にあたっての技術的支援や行為に要する経費の助成を行います。

##### ●景観重要樹木の指定方針

以下の方針に該当し、所有者などの同意を得たものについて指定します。

- ①地域の自然、歴史、文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有するもの
- ②地域住民に親しまれ、地域の歴史文化を象徴するもの
- ③その他、景観形成に重要な役割を果たしていると認められるもの

### 3) 景観まちづくりの宝物の指定

周辺の環境と一体となって、地域の良好な景観を形成している建築物や工作物、樹木、また、優れた景観を眺望できる場所（視点場）など、指定方針に該当し、道路など公共の場所から容易に望見することができるものを、富山市景観まちづくり条例に基づく「景観まちづくりの宝物」に指定します。

指定を受けた景観まちづくりの宝物は、価値が損なわれないよう適切な管理が求められ、建築物などの増築・改築、外観の修繕、樹木の伐採、所有権の移転などを行う場合には、市長へ届出が必要となります。市長は景観まちづくりの宝物の所有者などに対し、その保全などにあたっての技術的支援や行為に要する経費の助成を行います。

また、景観まちづくりの宝物として指定された視点場については、視点場からの眺望を保全するために、周辺の建築物や工作物の意匠や高さの制限など、必要となる保全手法の検討を行います。

#### ●景観まちづくりの宝物の指定方針

以下の方針に該当し、所有者などの同意を得たものについて指定します。

- ①外観のデザインに優れ、ランドマークとなる建築物や工作物など
- ②古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史文化を象徴する建築物や工作物、記念物、樹木など
- ③地域の良好な景観形成の模範となる建築物や工作物など
- ④地域の産業上、重要な景観を形成している建築物、工作物、土木構造物、棚田など
- ⑤本市の優れた自然的景観・歴史的景観・市街地景観を望める場所
- ⑥その他、市民の共有財産に相応しい地域の祭りや伝統行事、地域固有の歳時の風景などを構成している建築物や工作物、場所など



呉羽丘陵の梨畑



いたち川の灯籠流し



山田宿坊の棚田



曳山祭（八尾）

## 4-2 市民活動への支援

### 1. 市民が主体となった活動への支援

地域の特性を活かした景観まちづくりを推進するには、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりに積極的に取り組んでいく必要があります。そのため、地域の景観向上に寄与する活動や、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルール作りなどの活動に対して支援を行うほか、その取り組み内容について表彰を行うなど、市民の活動の輪を広げる取り組みを行います。

#### (1) 景観まちづくり市民団体への登録

景観まちづくりの推進に寄与することを目的として組織された団体で、次の要件を満たすものを「景観まちづくり市民団体」として登録します。

登録された景観まちづくり市民団体に対して、専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、活動に対する助言を行うほか、活動に要する備品の購入費や勉強会での講師への謝礼など景観まちづくり活動に要する経費に対して助成を行い、景観まちづくり市民団体の活動を支援します。



市民団体による地域の緑化活動

#### ●景観まちづくり市民団体の登録要件

- ①以下のいずれかによって構成された団体であること
  - ・市内に住所を有する者
  - ・市内に事務所や事業所を有する個人や法人・団体
  - ・市内にある事務所や事業所に勤務する者
  - ・市内にある学校に在学する者
  - ・市内に土地もしくは建物を所有する個人もしくは法人・団体
- ②自主的な運営により継続的かつ計画的に景観まちづくりに関する活動を行うこと
- ③営利活動、政治活動または宗教活動を目的とする団体でないこと

## (2) 景観まちづくり協議会の認定

地域における景観まちづくりを推進する活動を行うことを目的とした団体で、次の要件を満たすものを「景観まちづくり協議会」として認定します。認定を受けた景観まちづくり協議会に対して、専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、地域のルール策定に対する助言を行うほか、先進地視察、刊行物やパンフレットなどの作成費など、景観まちづくり活動に要する経費の助成を行い、景観まちづくり協議会の活動を支援します。



協議会による視察

### ●景観まちづくり協議会の認定要件

- ①協議会の活動の区域の面積がおおむね 0.5 ヘクタール以上であること
- ②協議会員が当該区域の土地、建築物または工作物の所有者又は権原に基づく占有者であること
- ③次に掲げる事項を記載した規約が定められていること
  - ・協議会の名称
  - ・協議会の活動の目的
  - ・協議会の活動の区域
  - ・協議会の活動の内容
  - ・協議会員に関する事項
  - ・役員の数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
  - ・会議に関する事項
  - ・会費及び会計に関する事項

## (3) 景観まちづくり協定の認定

景観まちづくり協議会は、景観まちづくりを推進するため、次の事項を定めた景観まちづくりに関する協定を締結することができます。また、締結した景観まちづくり協定について、市長に認定を求めることができ、市長は富山市景観まちづくり審議会の意見聞いたうえで認定を行い、その内容を公表します。

### ●景観まちづくり協定に定める事項

- ①景観まちづくりの協定の名称
- ②景観まちづくり協定の対象となる区域
- ③景観まちづくり協定の目標及び方針
- ④景観まちづくりのための必要な基準
- ⑤①から④のほか、景観まちづくりを推進するために必要な事項

## (4) 民間活力との連携

市民が主体となった景観まちづくりを推進するには、自然や歴史などの地域特性を踏まえ、建築や景観分野の専門家などによる情報の提供や助言が有効です。そのため、景観法に基づく景観整備機構などの制度を活用し、民間活力との連携を図ります。

### 景観整備機構（景観法第92条）

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、景観に関する一定の保全・整備の能力を有する公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人について、景観行政団体（富山市）が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付けます。

## (5) 景観まちづくり活動の表彰

市民や団体などによる良好な景観形成や保全の取り組みを称え、広く周知することで、景観に対する関心を喚起するとともに理解を深め、景観まちづくりの機運の醸成を図ります。

また、受賞した市民・団体などについては広く周知するとともに、受賞物件については景観まちづくりの宝物の候補とするなど活用策の検討を行います。



地域の緑化活動

表 表彰部門とその対象

部門名	対象物	受賞対象者例
まち並み部門	<ul style="list-style-type: none"><li>市と景観協議を行った建築物のうち、特に優れた意匠や景観形成のための配慮がされ、他の模範となるようなもの</li><li>その他、良好なまち並みの形成に寄与し、他の模範となるようなもの</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>建築物、工作物、屋外広告物などの物件</li><li>施主・設計者などの行為者</li></ul>
まちづくり活動部門	<ul style="list-style-type: none"><li>良好な景観形成に功績のあった民間活動</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>市民や団体</li></ul>
協働部門	<ul style="list-style-type: none"><li>PPP、PFI など民間事業者と連携して設計・建設された公共施設のうち、特に優れた意匠や景観形成のための配慮がされ、他の模範となるようなもの</li><li>官民が協働して実施した景観まちづくり活動で他の模範となるもの</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>建築物、工作物、屋外広告物などの物件</li><li>施主・設計者などの行為者</li></ul>



## 2. 技術的な支援の実施

景観まちづくりに関する専門的知見や、都市計画法や建築基準法などに定められた諸制度を活用し、景観まちづくりの質の向上を図ります。

### (1) 富山市景観まちづくり審議会・富山市景観デザイン審査部会

本市の景観形成に重要な事項について調査・審議を行い、有識者や市民の意見を景観施策に反映していくため、富山市景観まちづくり条例に基づき「富山市景観まちづくり審議会」を設置しています。

専門的知見を活用したデザインの誘導を図るため、同審議会に「富山市景観デザイン審査部会」を設置し、建築物や工作物、屋外広告物など景観法に基づく届出や富山市景観まちづくり条例に基づく事前協議の対象となる案件などに対し、必要に応じて審査し、助言や指導を行います。



景観まちづくり審議会

### (2) 景観まちづくりアドバイザー

本市では、景観や色彩、緑化などの有識者を「景観まちづくりアドバイザー」として登録しており、市民や事業者の要請に基づき派遣します。

景観まちづくりアドバイザーは、地域が抱える様々な課題に対し、専門的知見から助言や指導を行い、市民や地域が主体となった景観まちづくりのサポートを行います。



景観まちづくり活動への支援  
(ワークショップ開催支援)

#### 景観まちづくりアドバイザーの登録分野（令和5年3月現在）

景観、都市計画、歴史建築、建築、デザイン、色彩、サイン、照明、造園、緑化、コミュニティデザイン

### (3) 地域の景観まちづくりルール作りの支援

景観に配慮したまちづくりを行うために、様々な法令などに基づく制度を活用することができます。地域住民が自主的にまちづくりのルールを定めようとする場合など、地域の特性や住民の意向に応じて、最も適した制度を活用した地域の景観まちづくりのルール作りの支援を行います。

表 主な景観まちづくりルールの概要

制度 (根拠法令)	概要	まちづくりの ルール作り			地域の資源を守る手法				
		建物のデザインや 色彩などの基準	壁面後退などの 基準	建物の高さや 物に関する基準	サインや屋外広告 物に関する基準	まち並みの保全	地域の顔となる 保全	地域のシンボルと なる建物などの 保全	地域の緑の 環境保全や創出
景観まちづくり推進 区域 (富山市景観まちづ くり条例)	重点的に景観まちづくりを 推進する区域を指定し、保 全のための地域のルールを 定めるもの	●	●	●	●	●	●	●	●
景観地区・ 準景観地区 (景観法)	建築物の形態・意匠や高さ などにかかる事項を都市計 画に定めるもの	●	●			●			
景観協定 (景観法)	土地所有者などの合意によ り、きめ細かな事項につい ての自主ルールを定めるも の	●	●	●	●	●	●	●	
地区計画 (都市計画法)	地区の目指すべき方向性を 定め、道路や公園などの配 置や建築物などの用途・形 態に関する事項を一体的に 都市計画に定めるもの	●	●	●	●	●		●	●
建築協定 (建築基準法)	土地所有者の合意により建 築物の配置や形、高さなど について地域の特性に応じ たルールを定めるもの	●	●			●			
景観まちづくり協定 (富山市景観まちづ くり条例)	景観まちづくり協議会が地 域独自の景観まちづくりに 必要なルールを定めるもの	●	●	●	●	●	●	●	

## 4-3 規制・誘導の充実

### 1. 重点的に景観の形成を図る必要がある区域の指定

郷土の優れた景観は、地域の風土や文化、歴史の積み重ねにより形成されたものであり、より良いものとして次の世代に継承していく必要があります。

そのため、景観法に基づく大規模な建築物などにおける届出制度や公共施設の整備による先導的な取り組みに加え、本市独自の規制・誘導施策の充実を図り、公共事業との連携を推進し、良好な景観の形成を目指します。

#### (1) 景観まちづくり推進区域

本市では、重点的に景観の形成を図る必要がある区域を「景観まちづくり推進区域」に指定しています。

景観まちづくり推進区域では、地域の特色を活かした魅力ある景観の形成や保全を行うため、建築物や工作物などの形態・意匠のみならず、建物の位置や使用する素材、屋外広告物の設置基準などについて、地域住民や事業者と協議・検討を深めながら個別のルールを定め、きめ細かな景観誘導を図ります。

#### (2) 景観まちづくり推進区域の指定の考え方

景観まちづくり推進区域の指定にあたっては、次の指定方針に基づき、景観形成や景観保全の緊急性や、関連事業の推進に合わせた景観形成の必要性などを考慮し、地域住民や事業者の要望、指定を行うことによる公益性などを勘案しながら検討を行うものとします。

##### ●景観まちづくり推進区域の指定方針

###### ①自然的景観保全区域

古くから本市の代表的な産業である農業に関する景観のうち、特徴的で美しい景観を有する地域や、特徴的な自然景観を有する地域で、特に景観保全が必要とされる区域（ただし、自然公園法に基づく国立公園または県立自然公園に指定されている区域は除く）

###### ②歴史的景観保全区域

特徴あるまち並みや歴史的建造物が集積する地域で、周囲の景観と一体をなした歴史的景観の保全・形成が必要とされる区域

###### ③市街地景観形成区域

本市の特徴的な市街地景観の保全・形成が必要とされる区域

指定方針に沿って、本計画では、②歴史的景観保全区域として、「岩瀬地区」を、③市街地景観形成区域として、「富山駅周辺地区」を、景観まちづくり推進区域の候補として位置付けます。

また、今後、都市マスタープランに位置付けられた地域生活拠点において、住民などによる地域の特徴を活かした景観まちづくりの推進や、公共事業によるまちづくり関連事業を実施する地域においては、必要に応じて指定に向けた検討を行います。

なお、候補地区については、景観まちづくりの進捗や保全の必要性、地域のニーズなどを踏まえながら、適宜見直すこととします。



富山駅周辺地区

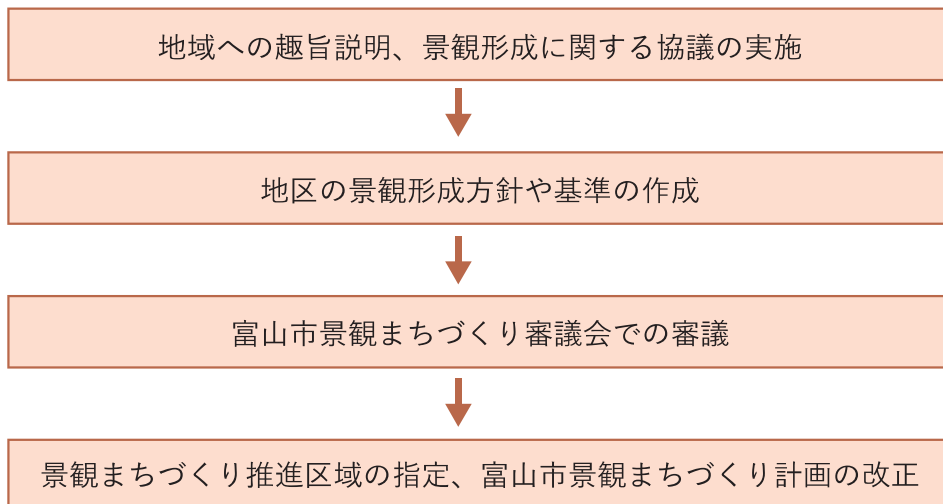


岩瀬地区

### (3) 景観まちづくり推進区域の指定の進め方

景観まちづくり推進区域の指定にあたっては、地域の住民や事業者の理解と参画が欠かせないことから、専門家を交えた勉強会や景観まちづくりワークショップを開催するなど協議を重ねながら検討を進め、合意形成を図ります。

#### ■景観まちづくり推進区域の指定の進め方



## 2. 公共事業との連携

### (1) 景観重要公共施設の指定

道路、橋梁、河川・水路、公園などの公共施設のうち、景観形成上重要と認められるものについては施設管理者の同意を得て、景観法に基づく「景観重要公共施設」に指定します。指定した公共施設については、良好な景観を形成するための整備の方針や景観を形成する重要な資源としての価値を高めるための管理や修繕の方針、占用許可の基準などを本計画に定めます。



ブルバール



常西合口用水

### (2) 公共施設の景観形成ガイドラインの作成

公共事業において、本市の工事関係課などにより実効性の高い景観協議を行うため、公共事業景観形成事前協議等実施要領を踏まえ、公共施設の景観形成ガイドラインを作成し、協議の流れや公共施設の種類ごとの配慮事項など、必要となる手続きや基準を定め、市が実施する公共事業の高質化を図ります。

### (3) 関連する施策との連携

景観は、自然、文化、まちづくりなど、多様な分野と関連性が高いため、良好な景観の形成を推進するには、中心市街地の活性化や住環境の整備、緑化・環境美化の推進など、本市が進める様々な施策との連携が大切です。

関連する施策との情報共有や連携・調整を積極的に図ることで、相乗効果を高め、一層の景観まちづくりの推進に努めます。

### 1) 空き家・空き地対策の推進

地域住民等と連携しながら、管理不全な空き家が発生しないよう、対策を検討するとともに、空き家の適正な管理について市民への啓発に努めます。また、雑草の繁茂など、管理が不十分な空き地の所有者等へ適正管理についての指導に努めます。



空き家に関するパンフレット

### 2) 地域の環境美化

清潔で健全な生活環境の確保と環境美化意識の高揚を図るため、市内一斉に美化活動を行う「ふるさと富山美化大作戦」を継続するとともに、地域が主体となった清掃活動や落書き消し活動への支援を行い、まちの環境美化を推進します。

中心市街地におけるカラス対策については、檻による捕獲の強化等に取り組むとともに、先進技術を取り入れながら、より効果的な対策に取り組みます。

また、市内の河川や用排水路に網場やオイルフェンスを設置し、海洋プラスチックごみ等の流出抑制対策に取り組めます。



ふるさと富山美化大作戦

### 3) まちなかの魅力向上

まちなかエリアを歩いて楽しめる一つのテーマパークと捉え、市内電車環状線周辺に点在する美術館・博物館や広場、公園、交流施設などの魅力を向上させることで、買い物や飲食をしながらゆっくり滞在できるまちを目指します。

また、新規出店の促進などにより中心商店街の機能を充実させ、空き店舗を減らすことでまちなかの賑わいや魅力の向上に努めます。



SOGAWA BASE

#### 4) 質の高い市街地景観の創出

災害時の電柱の倒壊などにより人や建物への被害や道路が寸断されることを防止するとともに、良好な景観の形成と安全な道路空間を確保する無電柱化を推進します。また、市街地における緑あふれる景観を確保し、騒音などの発生源と市街地を遮断する緩衝帯の役割を果たす緑地や街路樹等の維持及び保全に努めます。

また、まちなかにおけるベンチ等のストリートファニチャーや、フラワーハンギングバスケットなどにより、潤いと彩りのある居心地のよい歩行空間を創造し、まちの魅力を高めていきます。



無電柱化事業



フラワーハンギングバスケット

#### 5) 生活拠点地区の機能強化

中心市街地や公共交通沿線地区への居住推進事業や宅地整備補助により住環境の向上を図るとともに、地域住民が「住みたい」、「住み続けたい」と思える住民創意による住民主体の「まちづくり」を実現するため、専門的知見を有するまちづくりの専門家を派遣します。



地区計画が定められた住宅地

#### 6) 水と緑のまちづくりの推進

人をもてなし、暮らしを豊かにする、緑が映えるまちを目指し、緑地や公園を相互に結ぶ緑のネットワークを構成する街路樹や遊歩道などの維持・管理に努めます。

また、中心市街地にある松川公園の桜並木は樹齢を重ね、老朽化してきていることから、樹勢の維持・回復を進め、まちなかの貴重な四季の彩り豊かなプロムナードとして、その保全に取り組みます。



松川公園の桜並木

### 7) 海辺の活用による沿岸地域の活性化

魚の宝庫である富山湾や風光明媚な海岸等の海の恵みを活用した交流活動等、海洋レクリエーションの振興により沿岸地域の活性化を図ります。また、美しい海辺や海岸の保全に取り組むとともに、浜辺の浸食防止対策を関係機関に働きかけます。



水橋フィッシャリーナ

### 8) 計画的な森林整備、森林ボランティアとの連携

森林病虫害等による森林の枯損被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努め、山間地域の自然環境を良好に保つよう努めます。

また、市民参加型のボランティア組織「NPO 法人きんたろう倶楽部」など、多様な森林ボランティア組織と連携を図り、里山や呉羽丘陵の竹林において、様々な主体が一体となって豊かな森づくりに取り組める仕組みづくりに努めます。



森林ボランティア

### 9) 中山間地域の活性化

地域ぐるみで取り組まれている農業生産活動や中山間地の農業・農村が有する水源涵養、洪水防止等の多面的機能を増進させ、将来に継承する活動として水田夏期湛水や水田貯留への取り組みを拡充し、耕作放棄地の発生防止と農業の活性化を図るとともに、都市住民との連携による棚田保全活動を推進します。



棚田の風景



### 3. 規制・誘導の情報発信

#### (1) 景観まちづくり計画の策定・改定

本市が目指す景観まちづくりの目標や方針から、実践手法、支援策までを包括的に示す景観形成の総合的指針として本計画を策定しています。本計画は、景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、まちづくりの課題や社会情勢の変化に適応するため、おおむね10年を目途に計画の見直しを行うこととします。ただし、上位・関連計画との整合を図ることや、景観形成に関する環境の変化に対応するなどの必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。

#### (2) ガイドブックなどの作成、ホームページの充実

景観法や富山市景観まちづくり条例・富山市屋外広告物条例に基づく諸手続きや景観まちづくりに関する規制内容・支援制度についてわかりやすく示すガイドブックやパンフレットを作成し、良好な景観形成のための規制・誘導への理解を深めます。

また、諸手続きに必要となるまちづくりに関する規制情報や都市計画情報について、市のホームページの「インフォマップとやま」で一元的に公開し、必要な情報へのアクセシビリティの向上を図るほか、今後さらにホームページで公開する情報を充実させ、利便性の向上に努めます。



景観ガイドブック



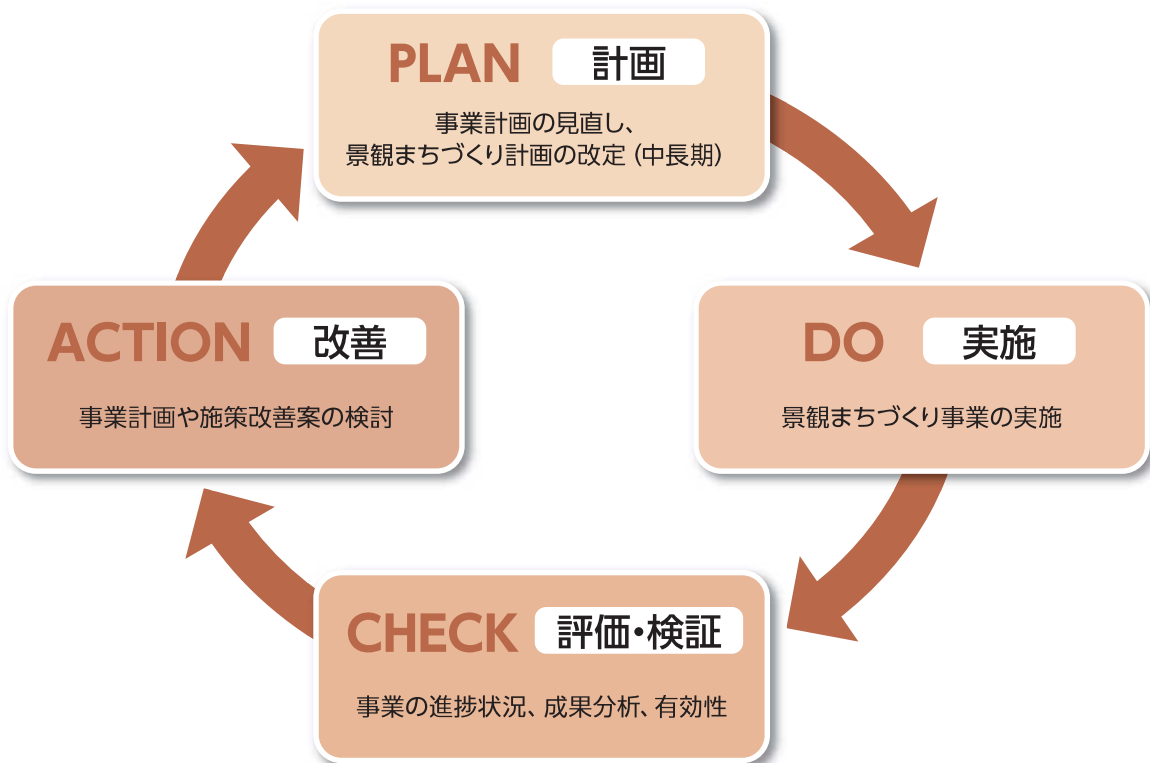
屋外広告物ガイドブック

## 4-4 景観まちづくりの進捗管理

### 1. 景観まちづくりの進捗管理

良好な景観の形成の実現に向けて、市民や事業者の理解や参画を得ながら、本計画に位置付けた景観まちづくり事業を着実に推進していくため、PDCA サイクルによるマネジメントを行います。

実施する景観まちづくり事業については、事業の進捗状況などから成果を分析し、有効性について評価・検証を行います。改善が求められる事業については、事業計画の改善案を検討し、事業計画の見直しを行います。また、施策などに関する中長期的な課題については、将来的な本計画の改定の視点としていきます。





# 資料編

---

## 1 策定の経緯

資料編

## 1. 策定の経緯

年度	富山市景観まちづくり審議会	富山市都市計画審議会	市民参画など
令和2年度			・景観まちづくりに関する意識調査の実施 (10.28-11.16)
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第15回景観まちづくり審議会経過報告 (5.18)</li> <li>・書面による意見聴取 (8.24-9.10)</li> <li>・第16回景観まちづくり審議会経過報告 (11.26)</li> <li>・第17回景観まちづくり審議会経過報告 (2.17)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第47回都市計画審議会経過報告 (7.6)</li> <li>・第48回都市計画審議会経過報告 (11.18)</li> <li>・第49回都市計画審議会経過報告 (2.10)</li> </ul>	
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第18回景観まちづくり審議会諮問 (10.12)</li> <li>・景観まちづくり審議会答申 (12.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第50回都市計画審議会諮問 (11.24)</li> <li>・都市計画審議会答申 (11.24)</li> </ul>	・パブリックコメントの実施 (10.24-11.18)

### ■富山市景観まちづくり審議会

会長	武山良三	富山大学理事・副学長
副会長	木村正人	(公社) 富山県建築士会富山支部常任相談役
委員	飯沼寛治	富山県屋外広告美術協同組合副理事長
委員	王 永成	富山大学都市デザイン学部助教
委員	久郷慎治	職藝学院教授
委員	久保田善明	富山大学都市デザイン学部教授
委員	酒井朋子	(公社) 富山県建築士会 女性委員
委員	島津勝弘	島津環境グラフィックス(有) 代表取締役
委員	高須佳美	オフィスアルモニ代表
委員	西岡秀次	富山商工会議所専務理事
委員	藪谷祐介	富山大学芸術文化学部講師
委員	柴草哲夫	公募委員
委員	福田敏彦	公募委員 ※1
委員	江田雅夫	公募委員 ※2

(※1 令和4年6月28日から)

(※2 令和4年6月27日まで)

## ■富山市都市計画審議会

会長	高山純一	公立小松大学特任教授
会長職務代理	久保田善明	富山大学都市デザイン学部教授
委員	神山智美	富山大学経済学部准教授
委員	倉嶋英二	(一財)北陸経済研究所総括研究員
委員	富樫久美子	(公社)富山県建築士会女性委員会副委員長 ※3
委員	稲葉 実	(公社)富山県建築士会相談役 ※4
委員	才木隆雄	富山市農業委員会会長
委員	品川祐一郎	富山商工会議所副会頭
委員	新庄一洋	富山地方鉄道(株)専務取締役 ※3
委員	中田邦彦	富山地方鉄道(株)専務取締役 ※4
委員	石倉卓子	富山国際大学子ども育成学部准教授
委員	高橋ゆかり	富山国際大学現代社会学部教授 ※3
委員	秋月有紀	富山大学人間発達科学部教授 ※4
委員	赤星ゆかり	富山市議会議員 ※5
委員	横野 昭	富山市議会議員
委員	松井桂将	富山市議会議員 ※5
委員	高道秋彦	富山市議会議員 ※5
委員	久保大憲	富山市議会議員 ※5
委員	飯山勝彦	富山市議会議員 ※5
委員	高田重信	富山市議会議員 ※6
委員	橋本雅雄	富山市議会議員 ※6
委員	松尾 茂	富山市議会議員 ※6
委員	成田光雄	富山市議会議員 ※6
委員	舎川智也	富山市議会議員 ※6
委員	田村 毅	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長
委員	古池清一	国土交通省北陸地方整備局伏木富山港湾事務所長
委員	蝶名林幸雄	国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長
委員	倉田 清	富山県土木部富山土木センター所長

(※3 令和3年10月1日から)

(※4 令和3年9月30日まで)

(※5 令和4年4月1日から)

(※6 令和4年3月23日まで)



## 富山市景観まちづくり計画

令和5年4月

編集・発行 〒930-8510 富山市新桜町7番38号  
富山市活力都市創造部景観政策課  
電話 (076) 443-2106

